


自治労資料2024第7号
2024年2月2日
東京・ベルサール飯田橋ファースト
ウェブ会議

2024年度地方財政セミナー

 自治体議員連合
全日本自治団体労働組合

目 次

I 講演レジュメ

1. 記念講演「住民参加型予算がもたらすもの～杉並区の取組みを参考に～」…………… 7
2. 「2024年度地方財政の姿」…………… 23
3. 「地方財政分析講座 ― 財政資料の活用方法 ―」…………… 58

II 参考資料

1. 当面の闘争方針（抜粋）（自治労第165回中央委員会議案）…………… 119
2. 政府予算に関する談話
 - ① 2023年度補正予算の成立に関する談話（自治労書記長談話）…………… 122
 - ② 2024年度政府予算案・地方財政対策に関する談話（自治労書記長談話）…………… 124
 - ③ 「2024年度政府予算案」の閣議決定に対する談話（連合事務局長談話）…………… 127

日 程

司会：氷 室 佐由里 政策局長

11：00～ 本部あいさつ 山 崎 幸 治 副委員長
自治体議員連合あいさつ 稲 村 久 男 自治体議員連合会長

11：15～ 記念講演「住民参加型予算がもたらすもの～杉並区の取組みを参考に～」
兼 村 高 文 NPO法人市民ガバナンスネットワーク理事長・
元明治大学教授

12：30～ 昼食休憩

13：15～ 「2024年度地方財政の姿」
新 田 一 郎 総務省自治財政局財政課長

14：45～ 「地方財政分析講座 ― 財政資料の活用方法 ―」
飛 田 博 史 地方自治総合研究所副所長

16：40～ 今後の地財展望
其 田 茂 樹 地方自治総合研究所常任研究員

17：00 閉 会

I 講演レジュメ

住民参加型予算がもたらすもの ～杉並区の取り組みを参考に～

報告：兼村高文 NPO法人市民ガバナンスネットワーク理事長
元明治大学教授

1. 住民参加型予算とは？

参加型予算編成(PB)は革新的な政策決定プロセスで、市民が政策決定に直接関与するプログラム(PB研究者：Wampler 2000)。

PBは市民が公的資源の分配について審議し、交渉するための意思決定プロセス(PB研究者：Shah 2007)。

参加意識を高め行政財政の責任と透明性を改善する革新的な財政上の実践的取り組み(国連：UN-HBITAT)。

PBは公共预算の意思決定プロセスに市民を参加させることを目的とした革新的なメカニズム(世界銀行)。

PBとは市民の意思を行政活動に直接的に反映させるため、行政の資源配分を決める重要な政策過程(ウイキペディア)

→財政民主主義の原則からは反論もあるが、市民に予算過程を理解してもらい代表民主制を補うための取り組みとして導入

2. 住民参加型予算(参加予算:PB)の背景①

一般的な背景

新公共経営(NPM)から新公共ガバナンス(NPG)へのシフト

2000年代頃より公共部門では、政府の効率化を目指したNPMに加えて、新たな市民との協働ガバナンスを意識したNPGの考え方が広まってきた

政府のガバメントからガバナンスへのシフト

政府はガバメント(支配)から、ガバナンス(市民との協働)の構築へと動いてきた。協働(コープロダクション):市民協働、協働のネットワークなどの取り組みが進められた

2. 住民参加型予算(参加予算:PB)の背景②

直接の背景

ブラジルで1980年代中に軍事政権から民主政権に変わり、左派系の労働者党が腐敗政治等からの脱却を進める中で、1つの取組みとして始めたもの

南米では軍事政権下で住民組織を立ち上げていたが、民主化によりそれらを組織化し、政権の支持をえるために政治行政から疎外されてきた住民を政治参加させるためにPBを政権公約に掲げた

また1988年にブラジルで新憲法が制定され、民主化とともに地方分権化が進められたことで地方政府の財源も強化された

3. 住民参加型予算の始まり①

ラジル・ポルトアグレシ市で1989年に労働者党の市長が選出され、公約に上げていた住民参加型予算（PB）を始めた

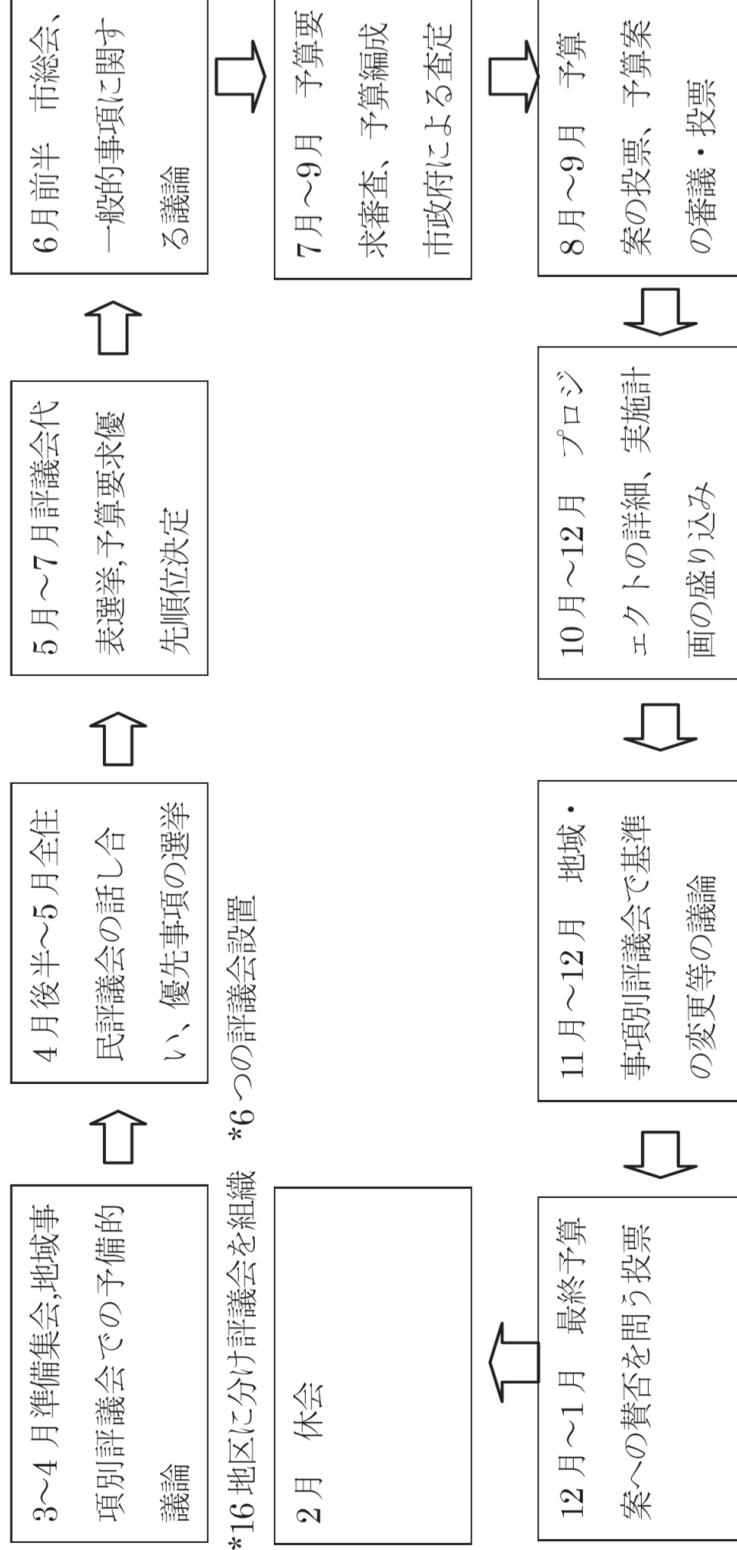
政治的・経済的活動から置き去りにされた人々に声をあげる機会を提供するために、ポルトアグレシ市（当時人口約130万人）では自治会を組織して草の根民主主義の実現を目指し、市長がPBを導入して始められた。

PBの運営は市長室によって主導され、行政は運営のサポートにあたったがボランティア団体等の支援が重要な役割を果たした。PBには誰でも参加でき、全住民を対象とした地区ごとのミーティングが年2回開催され、最終的には地区で選ばれた代表が予算案をまとめて市長に提出した。市長は提出された予算案を議会に提出して承認をえるが、議会は3分の2の反対で拒否することもできる。しかし実際には市民の予算案の殆どが承認され、市予算の半分近い資本予算は参加予算によって決められた。そのため貧困地域の道路、学校、病院など公共施設は大きく改善された。

PBへの参加は当初は1千人にも満たなかったが回を重ねるにつれて成果が実感できたことで参加者は2000年代に入ると5万人（人口比4%程度）を超えるほどになり、国際的にも高く評価され、労働者党の市長は4期16年間にわたって選出された。

3. 住民参加型予算の始まり②

ポルトアレグレ市のPBのプロセス



*16 地区に分け評議会を組織 *6 つの評議会設置

出所：NGO Cidade をもとに作成。

3. 住民参加予算の始まり③

ポルトアレグレ市のPBの実施状況と成果



年2回開催されたPBの
住民集会：多くの参加者
が集まった

河川改修の成果：貧困地域のインフラ等の改修が進められ成果が見えた

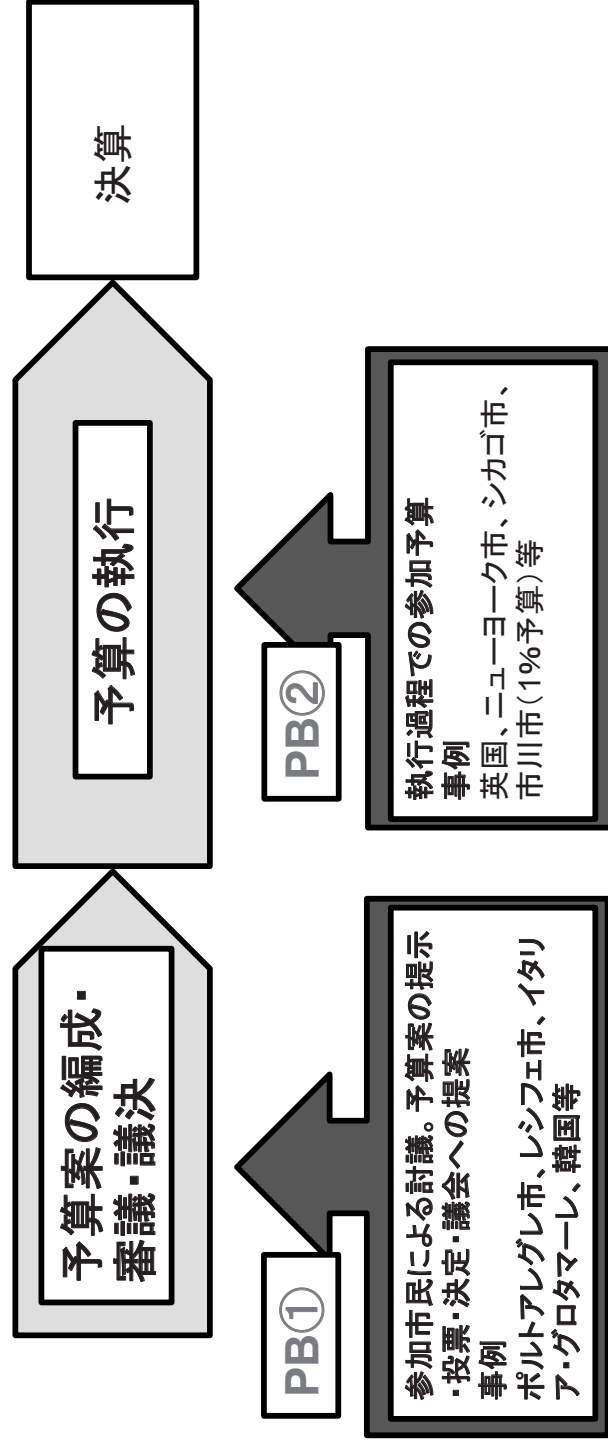


5. 予算過程と住民参加型予算

PBには、予算編成過程への参加(PB①)と執行過程の参加(PB②)がある

1 Jan.

31 Dec.



本来のPBで財政民主主義に
反し議会からの反発もある

予算で議決を受けた範囲内の執行過程への参加。財政民主主義の問題はない

6. 住民参加予算の事例① 各国の導入事例

・ヨーロッパは導入事例が多く、イタリア・グロタマレーから始まり、ドイツ(ベルリン市リヒテンブルグ区、コロン市等)、ベルギー、スペイン、ポルトガル、フランスなどで主に、PB①のケースで実施されてきたが継続は少ない。大都市ではフランス・パリ市で2015年から2020年まで多くの参加者により実施された



・アメリカでは数は少ないが大都市、シカゴ市第49区市議、ニューヨーク市市議がPB②のケースで今も継続している。



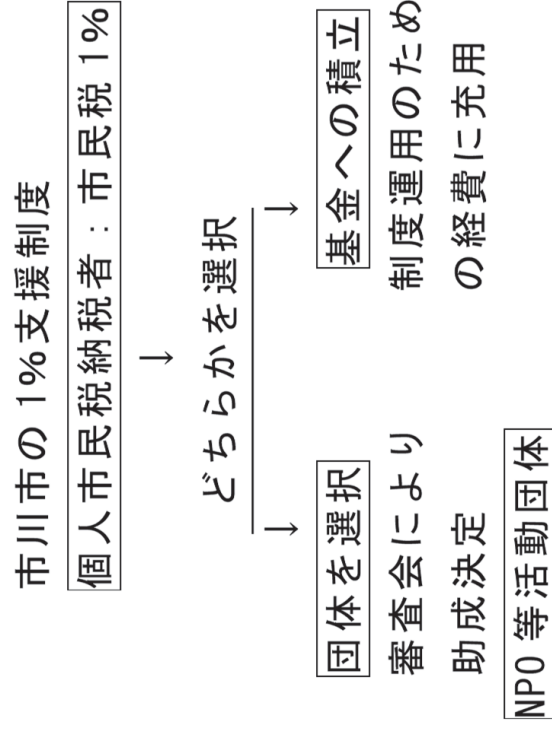
・カナダではトロント市、バンクーバー市などでPB①が実施されていた

・イギリスでは労働党政権(2010)において国が白書で地方自治体に導入を推奨したが政権交代で消えた

→いずれも市民団体の支援があった

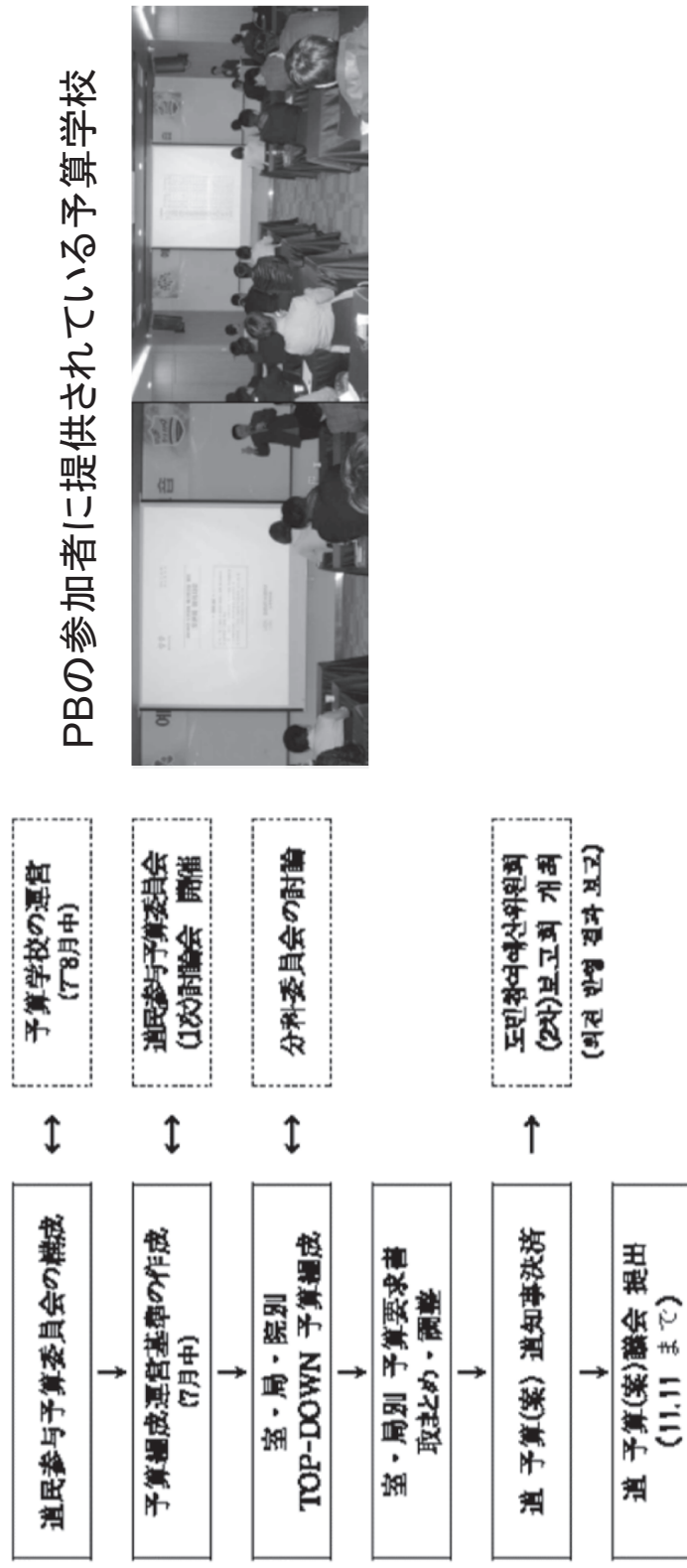
6. 住民参加予算の事例② 市川市の市民活動支援制度(1%予算) PB②

日本でPB②を初めて導入したのは市川市の通称1%予算。NPOの活動支援のため市民税納税者が納税額の1%を支援団体を選んで寄付するもの。当時の市長が2005年度に条例を制定して始めた。総額は1500万円程度。同様の1%支援制度は、愛知県一宮市で2008年度、千葉県八千代市で2009年度から導入したが、市川市は利用者の停滞と市長の交代で2010年に廃止となった。



6. 住民参加予算の事例③ 韓国の全自治体に義務付けた住民参与予算 PB①

2012年から大統領令により地方財政法で全ての地方自治体に住民参与予算の導入を義務付け、現在も施行されている。



・2018年からは国の予算にも「My Budget」という国民参加予算が始められている。世界ではポルトガル。

6. 住民参加予算の事例④ 杉並区の参加型予算 PB1

令和5年度 参加型予算ワークショップ

森林環境譲与税基金の使い道について区へ提案しよう

- 参加型予算のメリット
 - ◆ 区政への参加意欲の高揚
 - ◆ 区民の自治体予算・財政状況への理解促進
 - ◆ 区民・行政間における対話の促進
 - ◆ 予算編成の見える化
 - ◆ 新たな発想の活用
- (杉並区HPより)

区長により2023年度から始めた「皆さんとつくる予算」は、森林環境譲与税の用途について区民の提案で決める。参加予算で決めるのは6100万円（区予算は2107億円）、参加人数は2,586人（人口57万人）。

- ・特別区の大都市では初めて。今後の広がりに注目

7. 住民参加型予算の課題と対応①

PBに参加する‘住民’は、一様ではなく公共への参加も積極的ではないことが多い。全員を対象とし自由な参加であれば、参加は少数でしかも特定の意思をもった参加者に限られることが考えられる。

こうした参加のバイアスを避けるためには、無作為抽出による参加が必要となる。

無作為抽出による参加で参加のバイアスは避けられるが参加者が何の情報も知識のないまま予算という公金の用途を決めることには問題も指摘される。ここでは討議の場の重要性が指摘される

討議の場では予算に関する情報を提供してもらい参加者で討議する場を確保することで討議民主主義が実践される



熟議の場の提供=討議デモクラシーの実践

ここに住民から市民参加予算となり、市民民主主義の実現

7. 住民参加型予算の課題と対応②

PB①は財政民主主義に反する。民主国家では予算は議会の議決が義務付けられている。

→代表による民主的決定と限られた直接参加による決定の問題

代表民主主義VS直接民主主義

ポルトアレグレ市で始まったPB①は、疎外された住民に参加機会を提供し、代表民主制の欠陥をチェックする仕組みとして導入された。また世界的に投票率の低下により議会が民意を反映していないという意見もある。

→議会制度を絶対とするか実態を考慮し次善策を選択するかの問題

大衆民主主義VS熟議民主主義



熟議デモクラシーの実現

8. 住民参加型予算の今後

市民と政府の協働のガバナンスは、代表民主制と直接民主制の調和

市民参加予算(PB①)は、市民の意思決定は討議をへることが前提であり、そのための場(ネットでも可能)を設けて運営することが必須。

キーワード：大衆参加からミニパブリックス、熟議世論調査、細胞セル、市民統制、など

市民参加型予算の核心は、参加する市民が熟議とともに予算過程に参加して予算の一部(少額でも)を決め、政治行政の政策決定過程を明らかにして透明性を高めること。

令和6年度地方財政の姿



令和6年2月

総務省自治財政局財政課

令和6年度 地方財政対策

(単位:兆円)

歳出 93.6兆円 (+1.6)	給与関係経費 20.2 (+0.3) 〔給与改定分 +0.3 等〕	一般行政経費 43.7 (+1.6) 〔加速化プラン分(補助・単独):+0.8 こども・子育て単独事業分:+0.1 会計年度任用職員の勤勉手当分:+0.2 等〕	投資的経費 12.0 (+0.0)	公債費 10.9 (▲0.4)	その他 6.8 (+0.0)
------------------------	--	--	-------------------------	-----------------------	----------------------

歳入 93.6兆円 (+1.6)	国庫支出金 15.8 (+0.8)	地方債等 11.4 (+0.2)	地方税・地方譲与税 45.5 (▲0.0)	地方特例交付金等 1.1 0.9 (+0.9) 〔うち定額減税取組補填特例 交付金(仮称)〕	地方交付税 18.7兆円 (+0.3兆円)	臨時財政対策債 0.5 (▲0.5) 〔うち法定加算・寛済加算 0.3 0.3 特別交付金 ・繰上償還金の活用〕	建設地方債の増発 0.8 (同額)
------------------------	-------------------------	------------------------	-----------------------------	--	-----------------------------	--	-------------------------

財源不足額
1.8兆円(▲0.2兆円)

地方一般財源総額 65.7兆円(+0.6兆円)
地方一般財源総額(水準超経費除き) 62.7兆円(+0.6兆円)

注:()内は令和5年度当初からの増減額

主な歳入歳出の概要

(通常収支分)

区分	6年度 A	5年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
地方税	42.7	42.9	▲ 0.1	▲ 0.3
地方譲与税	2.7	2.6	0.1	5.0
地方特例交付金等	1.1	0.2	0.9	421.9
地方交付税	18.7	18.4	0.3	1.7
国庫支出金	15.8	15.0	0.8	5.3
地方債	6.3	6.8	▲ 0.5	▲ 7.4
臨時財政対策債	0.5	1.0	▲ 0.5	▲ 54.3
臨時財政対策債以外	5.9	5.8	0.0	0.6
その他	6.3	6.2	0.1	1.8
計	93.6	92.0	1.6	1.7
一般財源 (水準超経費を除く交付団体ベース)	65.7	65.1	0.6	1.0
	62.7	62.2	0.6	0.9

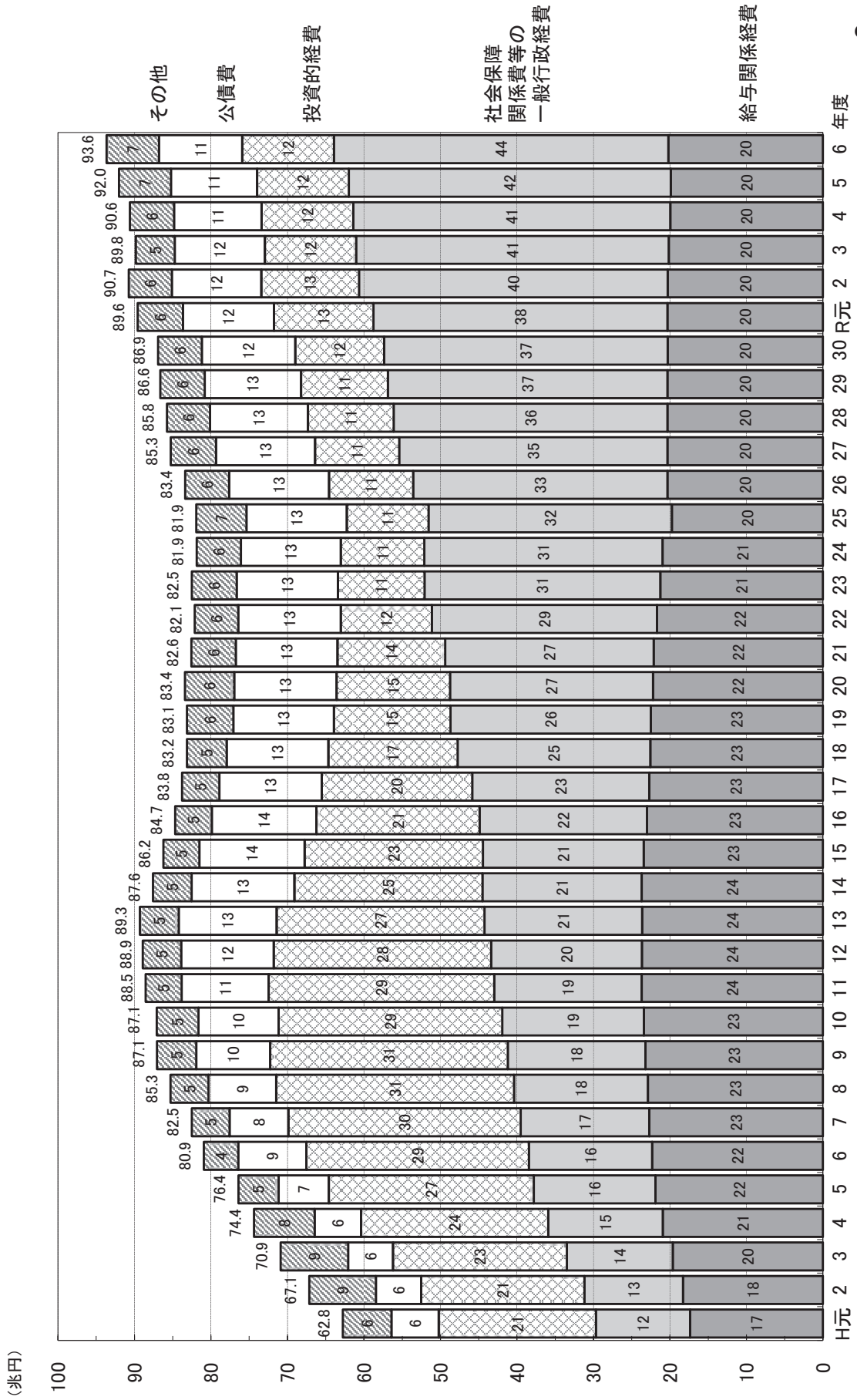
(単位:兆円、%)

区分	6年度 A	5年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
給与関係経費	20.2	19.9	0.3	1.6
退職手当以外	19.2	18.8	0.4	2.0
退職手当	1.1	1.1	▲ 0.1	▲ 4.7
一般行政経費	43.7	42.1	1.6	3.8
うち 補助	25.1	24.0	1.2	4.9
うち 単独	15.4	15.0	0.4	2.8
うち デジタル田園都市国家構想事業費	1.3	1.3	0.0	0.0
うち 地方創生推進費	1.0	1.0	0.0	0.0
うち 地域デジタル社会推進費	0.3	0.3	0.0	0.0
うち 地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
公債費	10.9	11.3	▲ 0.4	▲ 3.2
維持補修費	1.5	1.5	0.0	0.4
うち 緊急浚渫推進事業費	0.1	0.1	0.0	0.0
投資的経費	12.0	12.0	0.0	0.1
直轄・補助 単独	5.6	5.7	▲ 0.0	▲ 0.5
うち 緊急防災・減災事業費	6.4	6.3	0.1	0.7
うち 公共施設等適正管理推進事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
うち 緊急自然災害防止対策事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
うち 脱炭素化推進事業費	0.1	0.1	0.0	0.0
うち こども・子育て支援事業費(仮称)	0.05	-	0.05	皆増
公営企業繰出金	2.3	2.4	▲ 0.1	▲ 3.2
水準超経費	3.0	2.9	0.1	3.1
計	93.6	92.0	1.6	1.7

※ 精査中のものであり、今後、異動する場合がある。

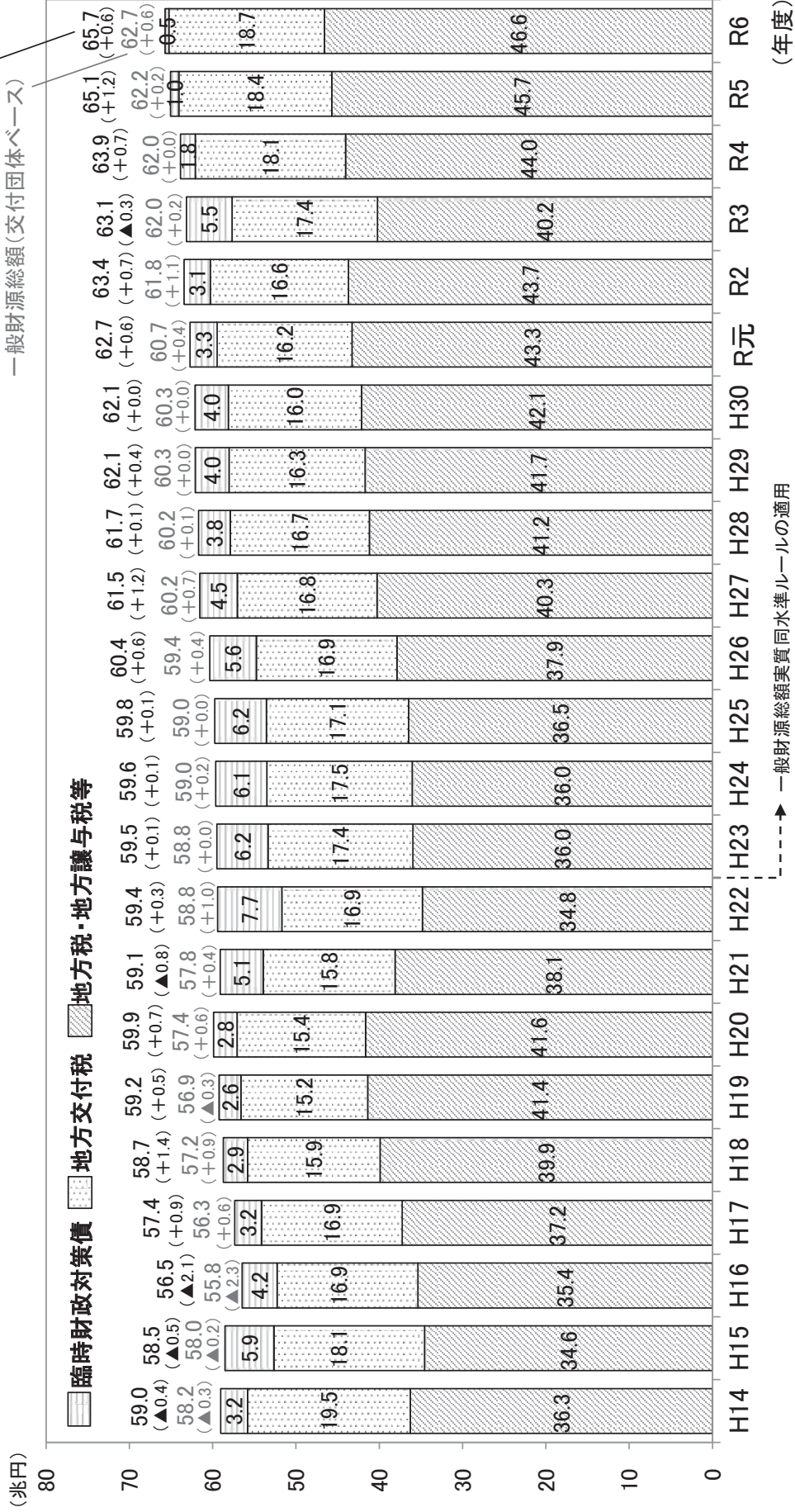
※ 表示単位未満四捨五入の関係で積み上げと合計が一致しない場合がある。

地方財政計画の歳出の推移

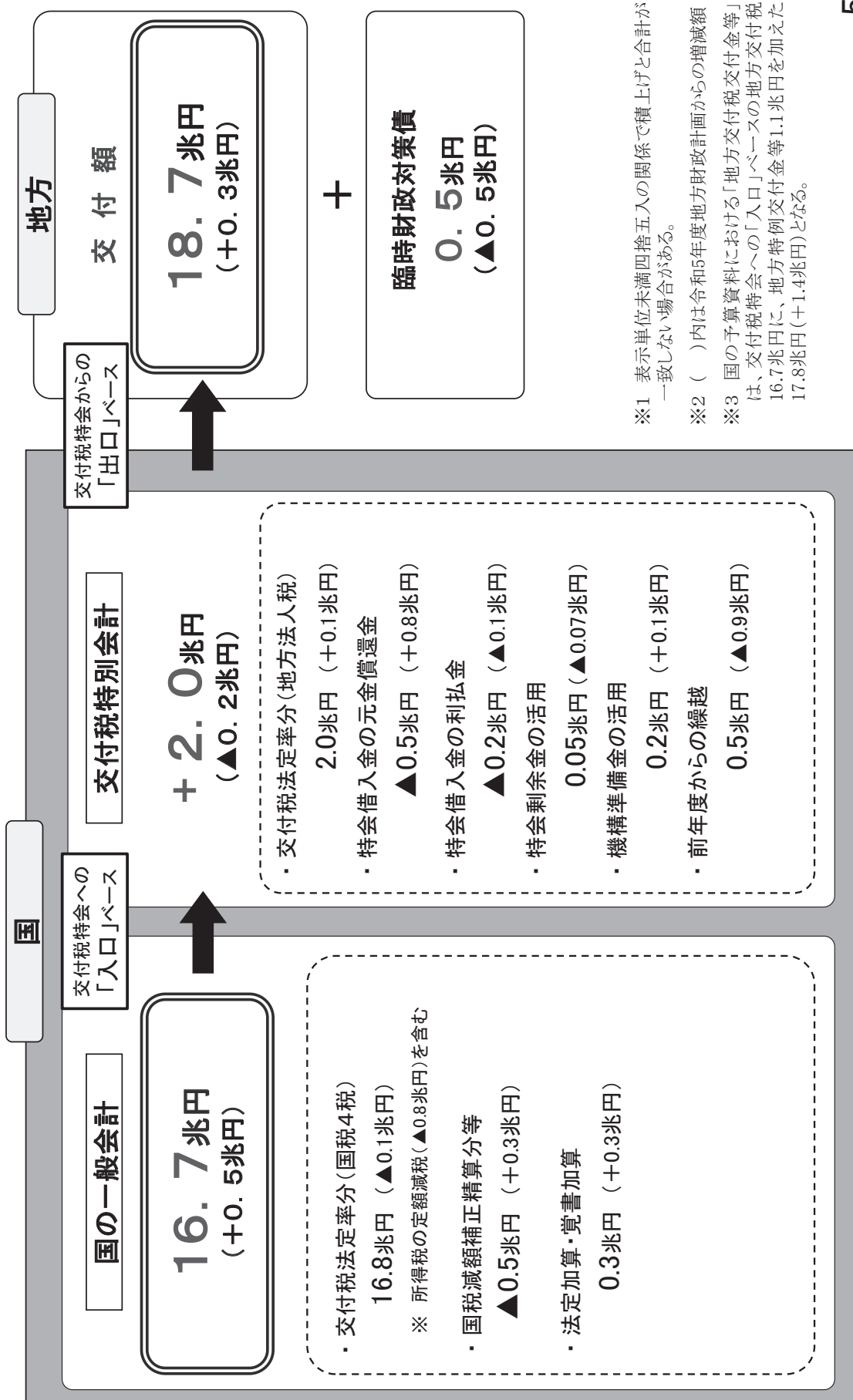


地方一般財源総額の推移

〔地方一般財源総額(地財計画ベース)の推移〕

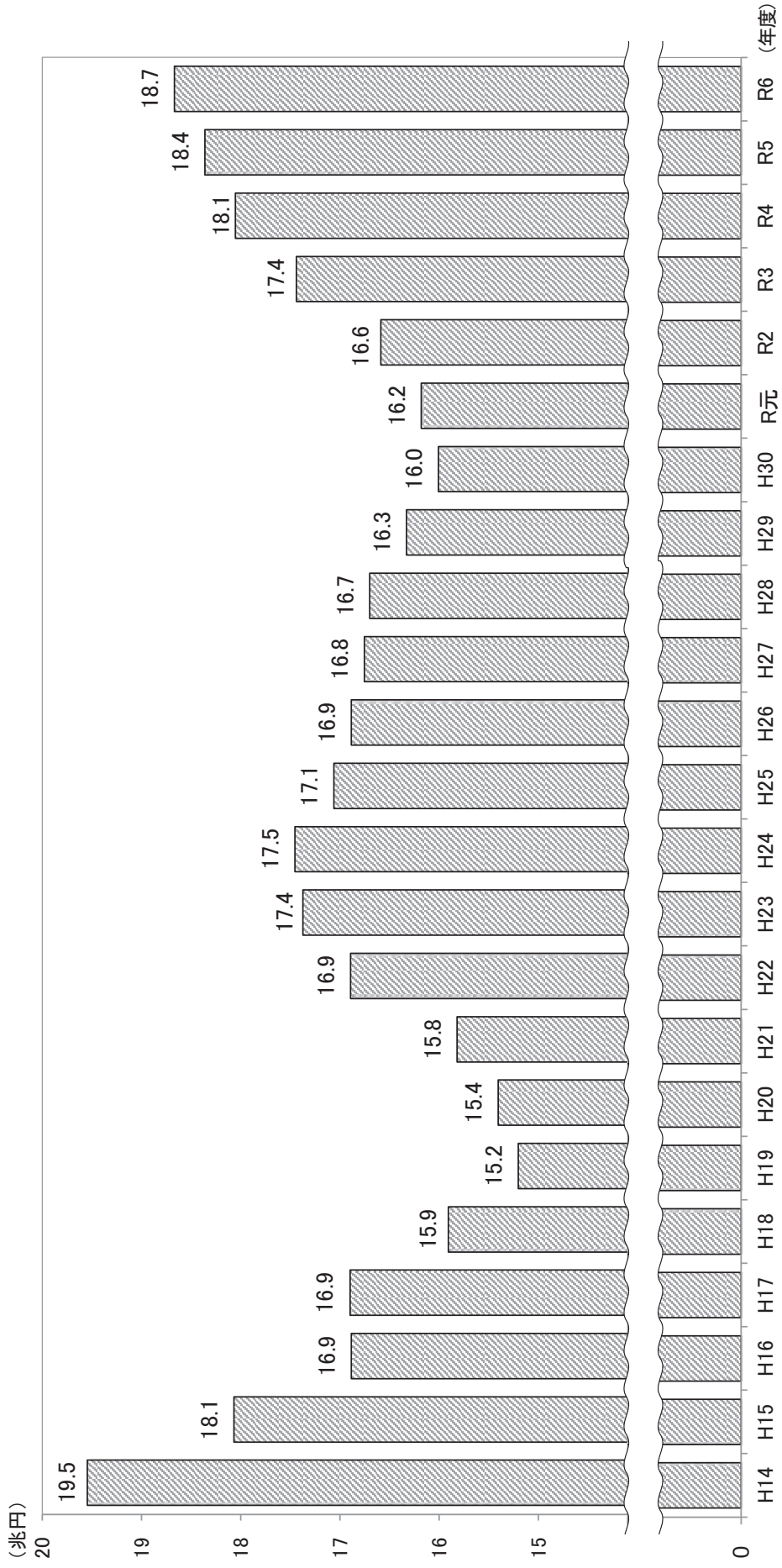


令和6年度地方交付税の姿



地方交付税総額の推移

〔地方交付税総額(地財計画ベース)の推移〕



交付税特別会計借入金の償還計画

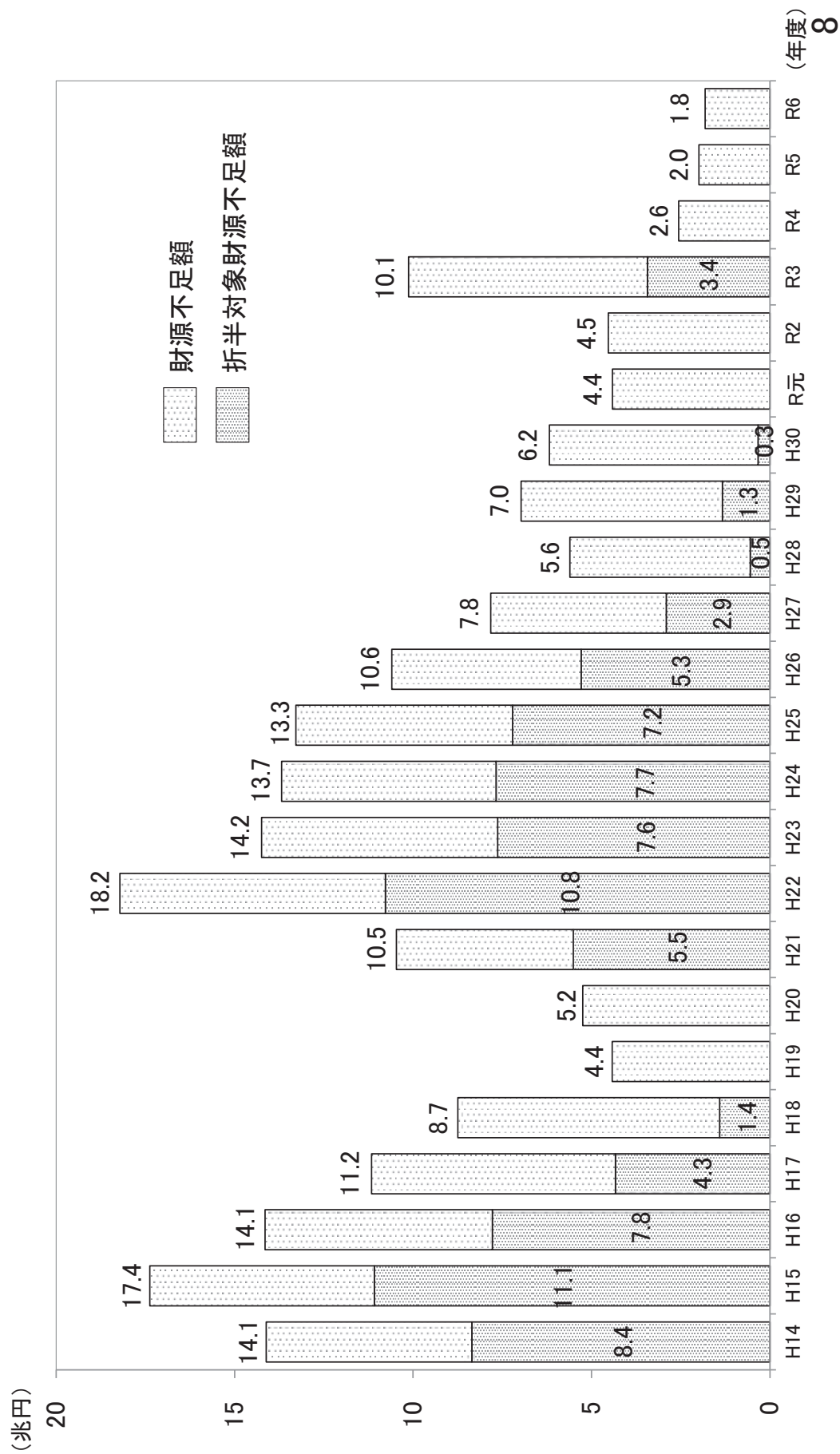
(単位:億円)

年度	償還実績額
H23	1,000
24	1,000
25	1,000
26	2,000
27	3,000
28	4,000
29	4,000
30	4,000
R元	4,050
2	2,500
3	8,500
4	5,000
5	10,000
6	5,000
令和6年度末残高 (見込み)	281,123

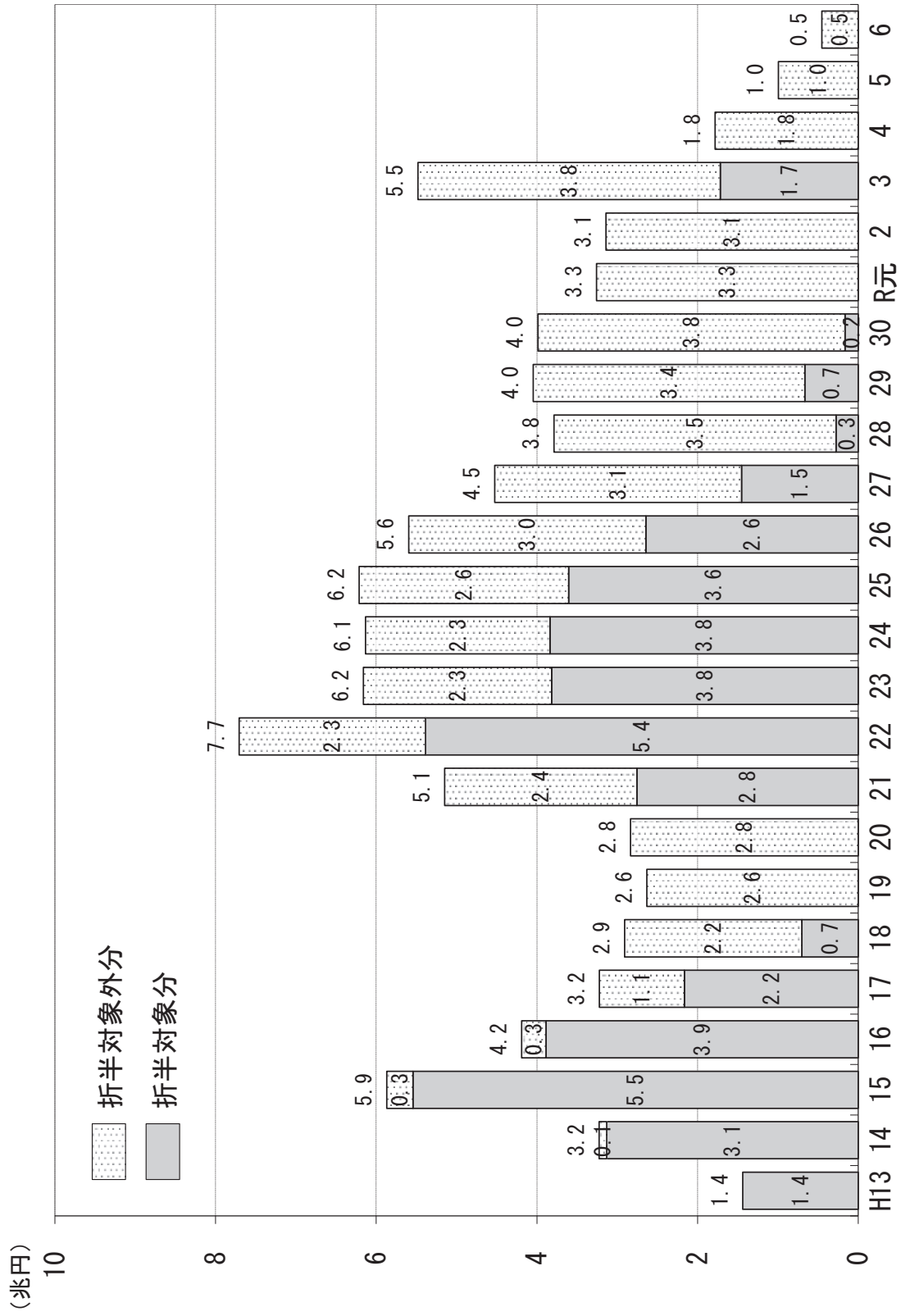
年度	償還予定額
R7	6,000
8	7,000
9	8,000
10	9,000
11~35	10,000
36	1,123

地方の財源不足額の推移

〔地方の財源不足額(地財計画ベース)の推移〕

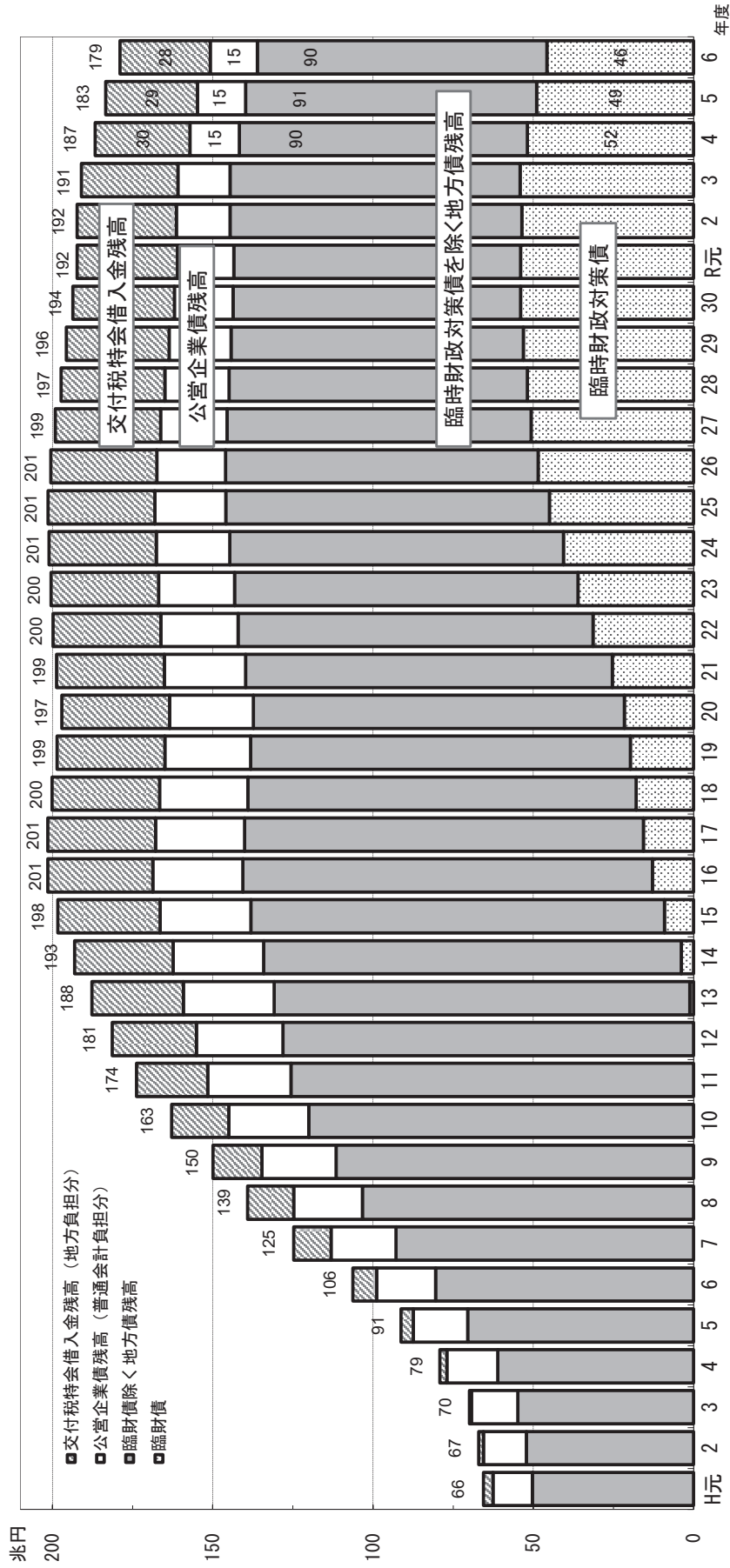


臨時財政対策債の発行額



(※表示未満は四捨五入)

地方財政の借入金残高の状況



※1 地方の借入金残高は、令和4年度までは決算ベース、令和5年度及び令和6年度は地方財政計画等に基づく見込み。
 ※2 表示未満は四捨五入をしている。

(参考) 公営企業債残高 (企業会計負担分) の状況

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	26	26	24	24	24	23	22	22	21	21	21	21

(単位: 兆円)

令和6年度地方財政対策の概要

【I 令和6年度の地方財政の姿】

1 通常収支分

(1) 地方財政計画の規模	93兆6,400億円程度	(5)92兆 350億円、+1兆6,100億円程度、+	1.7%程度)
(2) 地方一般歳出	78兆4,600億円程度	(5)76兆4,839億円、+1兆9,800億円程度、+	2.6%程度)
(3) 一般財源総額 (水準超経費を除く交付団体ベース)	62兆7,180億円	(5)62兆1,635億円、+	5,545億円、+
	※ 水準超経費を含めた一般財源総額	(5) 65兆 535億円、+	6,445億円、+
(4) 地方交付税の総額	18兆6,671億円	(5)18兆3,611億円、+	3,060億円、+
(5) 地方税及び地方譲与税	45兆4,622億円	(5)45兆4,752億円、▲	130億円、▲
(6) 地方特例交付金等	1兆1,320億円	(5) 2,169億円、+	9,151億円、+
(7) 臨時財政対策債	4,544億円	(5) 9,946億円、▲	5,402億円、▲
(8) 財源不足額	1兆8,132億円	(5) 1兆9,900億円、▲	1,768億円、▲

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業			
① 震災復興特別交付税	904億円	(5) 935億円、▲	31億円、▲
② 規模	2,600億円程度	(5) 2,647億円、▲	50億円程度、▲
(2) 全国防災事業 規模	250億円	(5) 587億円、▲	337億円、▲

令和6年度地方財政対策の概要（通常収支分）①

【Ⅱ 通常収支分】

社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、地方団体が、住民のニーズに的確に応えつつ、こども・子育て政策の強化など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和5年度を上回る額を確保

1 地方財源の確保

- 一般財源（交付団体ベース）の総額 62兆7,180億円（前年度比 + 5,545億円、+ 0.9%）
 ※ 水準超経費を含めた一般財源総額 65兆 6,980億円（ 同 + 6,445億円、+ 1.0%）
 [一般財源比率（臨時財政対策債を除く一般財源総額が歳入総額に占める割合） 69.7%程度（⑤69.6%）]
- ・ 地方税 42兆7,330億円（前年度比 ▲ 1,421億円、▲ 0.3%）
 - ・ 地方譲与税 2兆7,292億円（ 同 + 1,291億円、+ 5.0%）
 - ・ 地方交付税 18兆6,671億円（ 同 + 3,060億円、+ 1.7%）
 - ・ 地方特例交付金等 1兆1,320億円（ 同 + 9,151億円、+ 421.9%）
 - ・ 臨時財政対策債 4,544億円（ 同 ▲ 5,402億円、▲ 54.3%）

- 地方債 6兆3,103億円（前年度比 ▲ 5,060億円、▲ 7.4%）
- ・ 臨時財政対策債 4,544億円（前年度比 ▲ 5,402億円、▲ 54.3%）
 - ・ 臨時財政対策債以外
 通常債 5兆 959億円（ 同 + 342億円、+ 0.6%）
 - 財源対策債 5兆 959億円（ 同 + 342億円、+ 0.7%）
 7,600億円（ 同 0億円、0.0%）

令和6年度地方財政対策の概要（通常収支分）②

2 地方交付税の確保

○ 地方交付税（出口ベース） 18兆6,671億円（前年度比 +3,060億円、+1.7%）

＜一般会計＞	16兆6,543億円(a)
(1) 地方交付税の法定率分等	16兆3,055億円
・ 所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分	16兆8,188億円
	（うち定額減税による地方交付税の減収 ▲ 7,620億円）
・ 国税減額補正精算分(20)、(21)、(1)等	▲ 2,910億円
・ 国税減額補正精算の前倒し分(2)	▲ 2,223億円
(2) 一般会計における加算措置（既往法定分等）	3,488億円
＜特別会計＞	2兆 127億円(b)
(1) 地方法人税の法定率分	1兆9,750億円
(2) 交付税特別会計借入金償還額	▲ 5,000億円
(3) 交付税特別会計借入金支払子	▲ 1,965億円
(4) 交付税特別会計剰余金の活用	500億円
(5) 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	2,000億円
(6) 令和5年度からの繰越金	4,843億円
＜地方交付税＞(a) + (b)	18兆6,671億円

（参考）地方交付税の推移（兆円）

	(27)	(28)	(29)	(30)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
地方交付税	16.8	16.7	16.3	16.0	16.2	16.6	17.4	18.1	18.4	18.7

令和6年度地方財政対策の概要（通常収支分）③

3 臨時財政対策債の抑制等地方財政の健全化

- ・ 財源不足の縮小 ⑤ 1兆9,900億円 → ⑥ 1兆8,132億円 (▲ 1,768億円)
- ・ 臨時財政対策債の抑制 ⑤ 9,946億円 → ⑥ 4,544億円 (▲ 5,402億円)
- ・ 年度末残高見込み ⑤ 49兆 119億円 → ⑥ 45兆7,750億円 (▲3兆2,369億円)
- ・ 国税減額補正精算の前倒し 2,910億円 → 5,133億円 (+ 2,223億円)

(参考)臨時財政対策債の推移(兆円)

	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗
臨時財政対策債	4.5	3.8	4.0	4.0	3.3	3.1	5.5	1.8	0.5

4 財源不足の補填

○ 令和6年度における財源不足額 1兆8,132億円(前年度比▲1,768億円、▲8.9%)

※ 折半対象財源不足は、令和5年度に引き続き生じていない

○ 令和6年度においては、以下のとおり財源不足額を補填

- ① 財源対策債の発行 7,600億円
- ② 地方交付税の増額による補填 5,988億円
 - ・ 一般会計における加算措置(既往法定分等) 3,488億円
 - ・ 交付税特別会計剰余金の活用 500億円
 - ・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 2,000億円
- ③ 臨時財政対策債の発行 4,544億円

令和6年度地方財政対策の概要（通常収支分）④

5 定額減税による減収への対応

- 個人住民税の減収(9,234億円)は、地方特例交付金により全額国費により補填
- 地方交付税の減収(7,620億円)は、繰越金・自然増収による法定率分の増(1兆1,982億円)により対応。減税の影響を含めても、適切に地方財源を確保。更に、後年度、2,076億円の加算を実施(交付税特別会計借入金償還の円滑化に活用)

6 こども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保

- 「こども未来戦略」に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」における令和6年度の地方負担分(2,250億円程度)について、全額地方財政計画の歳出に計上し、必要な財源を確保
- 地方団体が、地域の実情に応じてきめ細かに独自のこども・子育て政策(ソフト)を実施できるよう、地方財政計画の一般行政経費(単独)を1,000億円増額
- 地方団体が、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善(ハード)を速やかに実施できるよう、新たに「こども・子育て支援事業費(仮称)」「(500億円)を計上し、「こども・子育て支援事業債(仮称)」を創設
- 普通交付税の算定に当たり、地方団体が実施するこども・子育て政策の全体像を示し、こども・子育て政策に係る基準財政需要額の算定をよりの確なものとするため、新たな算定費目「こども子育て費(仮称)」を創設

7 給与改定・会計年度任用職員への勤勉手当支給に要する地方財源の確保

- 令和5年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費や、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に要する経費について、所要額を計上
 - ・ 給与改定に要する経費
うち会計年度任用職員分
3,300億円程度
600億円
 - ・ 会計年度任用職員への勤勉手当支給に要する経費
1,810億円

新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置

2023年12月

内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)

- 様々な層の国民に丁寧に対応しながら、物価高に対応し、可処分所得を増やす
- 「簡素(わかりやすく事務負担が少くない)」「迅速(特に低所得の方々)」「適切(できるだけ公平に)」のバランス

年内・年明け以降速やかに開始

【2】令和6年2～3月を目途に早期開始を目指す

低所得者の子育て世帯に、
世帯内で扶養されている18歳以下の子に5万円/人を加算
住民税均等割のみ課税世帯に、
住民税非課税世帯と同水準の10万円/世帯を給付

令和6年のできる限り早期に開始

【3】令和6年度住民税情報等をもとに給付

新たに
住民税非課税
住民税均等割のみ課税
となる世帯に、
現在のこれら世帯と
同水準の
10万円/世帯を給付

【4】令和6年に入手可能な課税情報をもとに給付

定額減税しきれないと見込まれる方に、

- ・ 減税額確定(令和7年3月確定申告)を待たず、令和6年に入手可能な課税情報をもとに、前倒しで給付
- ・ 自治体の事務負担などを踏まえ、1万円単位で差額を給付

※実績が判明し、「減税+給付」が不足する場合、追加支給

【1】年内にも開始

住民税非課税世帯に、
1世帯7万円追加給付
自治体へ情報提供
迅速支給をサポート

低所得者の子育て世帯【2】

住民税均等割
非課税世帯
【1】

多くの自治体でこの夏以降
3万円を目安に支援

住民税均等割
のみ課税世帯
【2】

新たに非課税等となる世帯
【3】

定額減税しきれないと見込まれる方
【4】

住民税所得割/所得税納税者

定額減税

1人4万円※×(本人+扶養親族)

※6年分所得税3万円、6年度分個人住民税1万円

(年収)

※実施時期については、事務負担も踏まえながら、速やかな支給開始に向けて、地域の実情に応じた早期の執行着手等、地方公共団体における柔軟な対応を可能とす¹⁶。

こども・子育て政策に係る地方単独事業(ソフト)の推進等

- 地方団体が、地域の実情に応じてきめ細かに独自のこども・子育て政策(ソフト)を実施できるよう、地方財政計画の一般行政経費(単独)を1,000億円増額
- 普通交付税の算定に当たり、地方団体が実施するこども・子育て政策の全体像を示し、こども・子育て政策に係る基準財政需要額の算定をよりの確なものとするため、新たな算定費目「こども子育て費(仮称)」を創設

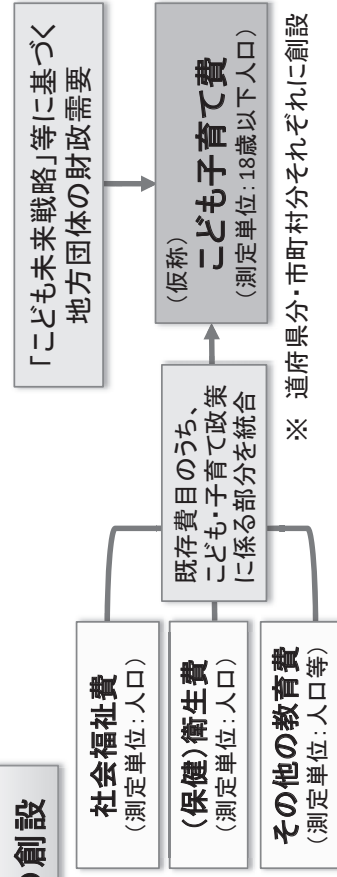
1. こども・子育て政策に係る地方単独事業(ソフト)の確保

・地方独自のこども・子育て施策(例) ※ 主に、地域の実情に応じて実施する現物給付事業を想定

子育てしやすい環境の整備(職場環境整備等)	就労要件等を問わずこどもを預けられる取組
幼稚園・保育所等の独自の処遇改善・配置改善等	放課後児童クラブに対する独自の支援
産前・産後ケアや伴走型支援の充実	ひとり親家庭等への支援
こどもの居場所づくりへの支援	結婚支援

2. 普通交付税の新たな算定費目「こども子育て費(仮称)」の創設

「こども未来戦略」等に基づく地方団体の取組に係る財政需要と、既存の算定費目のうち、こども・子育て政策に係る部分を統合し、普通交付税の基準財政需要額に、測定単位を「18歳以下人口」とする新たな算定費目「こども子育て費(仮称)」を創設



※ このほか、包括算定経費からも一部移管

こども・子育て支援事業債（仮称）の創設

○ 地方団体が、「こども未来戦略」に基づく取組に合わせて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設
の環境改善（ハード）を速やかに実施できるよう、新たに「こども・子育て支援事業費（仮称）」を計上し、「こども・子育て支援事
業債（仮称）」を創設

1. 対象事業

地方単独事業（こども基本法に基づく都道府県・市町村こども計画に位置付け）として実施する以下の事業

- ・ 国庫補助事業に併せて実施する単独事業を含む
- ・ 社会福祉法人等に対する助成を含む

（1）こども・子育て支援機能強化に係る施設整備

【対象施設】 公共施設、公用施設

- （例）
- ・ 子育て相談室
 - ・ 科学、自然、音楽、調理などの体験コーナー
 - ・ 子育て親子の交流の場



（相談室）



（あそびの広場）

（2）子育て関連施設の環境改善

【対象施設】 児童館、保育所などの児童福祉施設、
障害児施設、幼稚園 等

- （例）
- ・ 空調、遊具、防犯対策設備の設置
 - ・ バリアフリー改修
 - ・ トイレの洋式化



（トイレ環境改善）



（園庭の整備、改修）

2. 地方財政措置

充当率：90% 交付税措置率：50%（機能強化を伴う改修）又は30%（新築・増築）

3. 事業期間

令和10年度までの5年間（「こども・子育て支援加速化プラン」の実施期間）

4. 事業費

500億円

令和6年度地方財政対策の概要（通常収支分）⑤

8 物価高への対応

- 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に700億円を計上（前年度同額）
- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、津波浸水想定区域からの庁舎移転事業（緊急防災・減災事業債）と公立病院の新設・建替等事業（病院事業債）における建築単価の上限を引上げ

9 地域脱炭素の一層の推進

- 脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とする場合を対象に追加
- 過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設

10 消防・防災力の一層の強化

- 災害の激甚化・頻発化を踏まえ、消防の広域化、連携・協力等を通じ、消防・防災力を一層強化するため、「緊急防災・減災事業費」の対象事業を拡充するとともに、特別交付税措置を拡充

11 地域の経済循環の促進、地方への人の流れの創出・拡大

- 地域の経済循環を促進するため、ローカル10,000プロジェクトの地方単独事業に対する特別交付税措置を創設
- 地方への人の流れの創出・拡大を加速するため、「地域活性化起業人」制度に社員の副業型を追加するとともに、地域おこし協力隊に係る特別交付税措置を拡充

物価高への対応

- 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費(単独)に700億円を計上(前年度同額)
- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、津波浸水想定区域からの庁舎移転事業(緊急防災・減災事業債)と公立病院の新設・建替等事業(病院事業債)における建築単価の上限を引上げ

1. 自治体施設の光熱費・施設管理等の委託料の増加への対応

- ① 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰に対応するため、一般行政経費(単独)に400億円を計上
- ② ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費(単独)に300億円を計上 ※ 普通交付税の単位費用措置を3%程度引上げ

2. 庁舎・公立病院の建築単価の引上げ

- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、以下のとおり対応する
- ① 緊急防災・減災事業債：津波浸水想定区域からの庁舎移転事業における1㎡当たりの建築単価の上限を引上げ(42.2万円⇒46.8万円)(11%増)
- ② 病院事業債：公立病院の新設・建替等事業における1㎡当たりの建築単価の上限を引上げ(47.0万円⇒52.0万円)(11%増)

※ いずれも令和5年度事業債から新単価を適用

地域脱炭素の一層の推進

- 脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とする場合を対象に追加
- 過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設

1. 脱炭素化推進事業債の拡充

【拡充内容】「再生可能エネルギー設備」の整備について、「地域内消費」を主目的とするもの（第三セクター等に對する補助金）を対象に追加

※現行は自家消費を主目的とする場合が対象

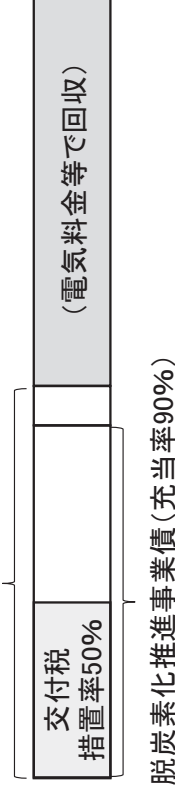
【現行の脱炭素化推進事業債の対象事業】

地方単独事業として行う以下の事業

- ①再生可能エネルギー設備
- ②公共施設等のZEB化
- ③公共施設等の省エネ改修
- ④LED照明の導入
- ⑤公用車における電動車の導入

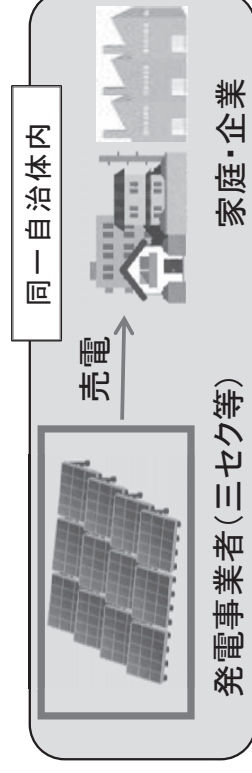
【地方財政措置】事業費の1/2を上限として、脱炭素化推進事業債（充当率90%、交付税措置率50%）を充当。

対象事業費(1/2)



【地域内消費のメリット】

- ・地域内経済循環
- ・エネルギーの効率的利用
- ・災害時の停電等のリスクの低減



2. 過疎対策事業債における「脱炭素化推進特別分」の創設

- 過疎対策事業債（充当率100%、交付税措置率70%）の対象施設において実施する上記①及び②を「脱炭素化推進特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う。

※「地域内消費」を主目的とする再生可能エネルギー設備の整備のうち、国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより独立採算が可能と見込まれることから、原則として過疎対策事業債の対象外。

消防・防災力の一層の強化

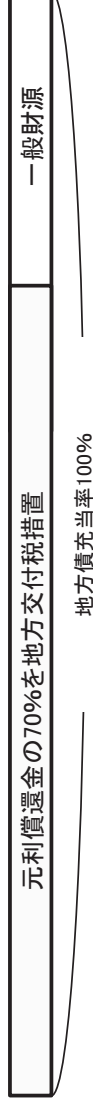
- 災害の激甚化・頻発化を踏まえ、消防の広域化、連携・協力等を通じ、消防・防災力を一層強化するため、「緊急防災・減災事業費」の対象事業を拡充するとともに、特別交付税措置を拡充

〔 ・ 広域化：二以上の市町村が消防事務を共同して処理すること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること。
 ・ 連携・協力：消防事務の性質に応じてその一部について柔軟に連携・協力すること。〕

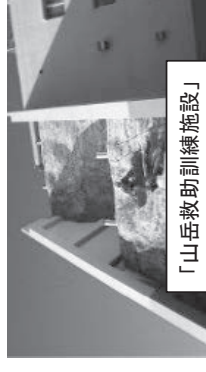
1. 緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充

- 消防指令システムの標準化に併せた指令センターの整備
※ 広域化、連携・協力に取り組む消防本部を対象
- 連携・協力による訓練施設の整備
- 緊急消防援助隊受援計画に位置付けた消防庁舎における女性専用施設の整備
- 防災部局が物資輸送等に活用するドローンの整備
- 災害応急対策を継続するための設備・車両資機材(トイレカー)の整備

(参考)緊急防災・減災事業債 <令和3年度～令和7年度>



「指令センター」



「山岳救助訓練施設」

2. 特別交付税措置の拡充

- (1) 消防の広域化、連携・協力の更なる推進(現行の特別交付税措置率0.5)
 - ・ 広域化の準備経費:「中心消防本部」の措置率を0.7に引き上げる
※ 都道府県が定める広域化推進計画において、広域化の検討を主導する「中心消防本部」を指定
 - ・ 連携・協力の準備経費: 共同部隊が使用する装備品等を対象とする
- (2) 消防団員の報酬に対する措置
 - ・ 「班長」階級以上の報酬に要する経費(基準財政需要額を上回る額)を対象とする(措置率0.5)

地域の経済循環の促進、地方への人の流れの創出・拡大

- 地域の経済循環を促進するため、ローカル10,000プロジェクトの地方単独事業に対する特別交付税措置を創設
- 地方への人の流れの創出・拡大を加速するため、「地域活性化起業人」制度に社員の副業型を追加するとともに、地域おこし協力隊に係る特別交付税措置を拡充

1. 「ローカルスタートアップ支援制度」の拡充

(1) ローカル10,000プロジェクト(国庫補助事業)に準ずる地方単独事業に対する特別交付税措置を創設(措置率0.5)

[対象]①地域資源の活用、②公共的な課題の解決、③融資等、④新規事業の要件を満たす事業の創業等に要する経費(施設改修費等への補助)

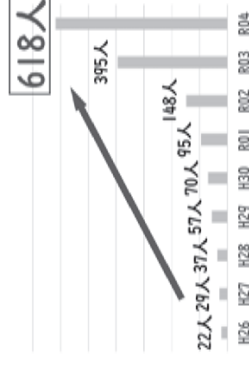
(2) ふるさと融資について、融資比率を35%から50%へ(過疎地域等は45%から60%へ)引き上げ

※ ふるさと融資とは、地域振興に資する民間投資を支援するために地方団体が長期の無利子資金を融資する制度(融資財源は地方債で調達)

2. 「地域活性化起業人」の拡充

- 企業人材の副業ニーズの増加を踏まえ、大都市圏の企業の社員を即戦力として活用する地域活性化起業人について、企業から社員を派遣する方式(企業派遣型)に加え、地方団体と企業に所属する個人間の協定に基づく副業の方式(副業型)に対する特別交付税措置を創設(上限200万円/人)

<地域活性化起業人の推移>



3. 「地域おこし協力隊」の拡充

(1) 地域おこし協力隊員の活動に関する特別交付税措置の拡充

- ・ 報償費等の上限を、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給への対応のため引上げ(隊員1人当たり280万円⇒320万円)
- ・ より専門性の高いスキルを持つ人材や豊富な社会経験を積んだ人材の報償費等の弾力運用※の上限を引上げ(弾力運用幅の上限50万円⇒100万円)

※ 活動に要するその他の経費(隊員1人当たり200万円)の一部を報償費等として弾力的に支給可能

<地域おこし協力隊員数>



(2) JET青年等外国人の地域おこし協力隊員の増加に資する取組支援のための特別交付税措置の創設(道府県のみ)

外国人の地域おこし協力隊へのマッチング支援等(上限200万円/団体)及び外国人の隊員のサポート(上限100万円/団体)

令和6年度地方財政対策の概要（通常収支分）⑥

12 地方公務員の人材育成・確保の推進

- 地方団体において、少子高齢化、デジタル社会の進展等により複雑化・多様化する行政課題に対応できる人材を育成するとともに、小規模市町村を中心として、配置が困難な専門人材を都道府県等が確保するため、地方交付税措置を創設・拡充

13 デジタル田園都市国家構想事業費・地域社会再生事業費

- 地方団体が、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、「地方創生推進費」について、令和6年度においても、引き続き1兆円を計上
- 地方団体が、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決等に取り組みため、「地域デジタル社会推進費」について、令和6年度においても、引き続き2,500億円を計上
- 地方団体が、地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、「地域社会再生事業費」について、令和6年度においても、引き続き4,200億円を計上

14 新型コロナウイルスワクチン接種に係る地方財政措置

- 新型コロナウイルス接種を令和6年度から定期接種（B類疾病）として実施するために必要な経費として、一般行政経費（単独）を増額
 - ・ 新型コロナウイルス接種に要する経費 450億円

地方公務員の人材育成・確保の推進

- 地方団体において、少子高齢化、デジタル社会の進展等により複雑化・多様化する行政課題に対応できる人材を育成するとともに、小規模市町村を中心に、小規模市町村を中心として、配置が困難な専門人材を都道府県等が確保するため、地方交付税措置を創設・拡充

1. 地方公務員の人材育成に係る地方交付税措置の拡充・創設

- 都道府県・市町村が、「人材育成・確保基本方針」において、特に重点的に取り組むとして明示した新たな政策課題に関する実施する研修を対象として、地方交付税措置を創設。

(1) 自団体職員を対象とする場合

【地方財政措置】都道府県：普通交付税措置

市町村：特別交付税措置（措置率0.5）

(2) 都道府県等が市町村職員を対象とする場合

【地方財政措置】特別交付税措置（措置率0.5）

※ 複雑・多様化する行政課題に対応するため、研修の充実が必要であることから、従前から地方交付税措置している研修経費についても拡充。

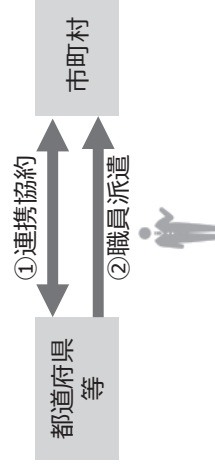
- ・ 「新たな政策課題」とは、団体ごとに特に解決が必要と考える課題（例：GX、スタートアップ支援、インバウンド戦略、多文化共生等）。
- ・ 「人材育成・確保基本方針」等において、特に必要となる人材について定量的な目標を設定する場合は対象。

2. 地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置の創設

- 都道府県等が、市町村と連携協約を締結の上、当該市町村が地域の実情に応じて必要とする専門人材（連携協約において規定。保健師・保育士・税務職員等）を確保し、派遣する取組を対象として、特別交付税措置を創設。

【地方財政措置】特別交付税措置（措置率0.5）

※ 技術職員・デジタル人材の確保については、別途、地方交付税措置を講じている。



- ・ 派遣を受ける市町村については、政令指定都市・中核市・県庁所在地を除く市町村が対象。
- ・ 派遣を受ける市町村に負担金が生じる場合は、派遣初年度のみが対象。

令和6年度地方財政対策の概要（通常収支分）⑦

15 社会保障の充実及び人づくり革命等

○ 社会保障・税一体改革による社会保障の充実分及び人づくり革命等に係る経費について所要額を計上

※ 下記金額は、国・地方所要額の合計

- ・ 社会保障の充実分の事業費 2兆7,987億円(⑤)2兆7,972億円)
- ・ 社会保障4経費に係る公経済負担増分の事業費 6,297億円(⑤) 6,297億円)
- ・ 人づくり革命に係る事業費 1兆6,491億円(⑤)1兆6,347億円)

16 公営企業の経営安定化支援

- 計画を策定し経営改善を図る交通事業の資金繰りと経営改善のため、「交通事業債（経営改善推進事業）」を創設
- 公債費負担を適正な水準の料金収入等で賄える程度に平準化できるよう、資本費平準化債を拡充
- 機能分化・連携強化に伴い必要となる基幹病院以外の医療施設の建替え（病床機能転換に必要な部分に限る。）を病院事業債（特別分）の対象に追加するとともに、不採算地区病院等への地方交付税措置の基準額引上げを継続

17 経営・財務マネジメント強化事業の拡充

- 「経営・財務マネジメント強化事業」（総務省と地方公共団体金融機構の共同事業）において、新たに、地方団体のGXの取組を支援するための専門アドバイザーを派遣するなど事業を拡充

公営企業の経営安定化支援

- コロナ禍前比で1割以上の減収が継続するなど構造的な課題を抱える交通事業について、計画を策定して経営改善に取り組む団体の資金繰りを円滑にし、経営改善を促進するため、「交通事業債(経営改善推進事業)」を創設
- 法適化(公営企業会計導入)の進捗を踏まえ、公債費負担を適正な水準の料金収入等で賄える程度に平準化できるよう、資本費平準化債を拡充し、過去に発行した資本費平準化債の元金償還金を対象に追加

1. 交通事業債(経営改善推進事業)の創設

【対象事業】 資金不足が生じている交通事業のうち、経営戦略を改定済又は改定に着手済の事業

【発行対象】 経営改善実行計画、収支計画を策定して経営改善に取り組むことを要件とし、その経営改善効果額を限度に、①及び②について発行可能

- ① 資金不足額(流動負債－流動資産)
- ② 経営改善の実施に必要な経費

【経営改善効果額の算定方法】 経営改善の取組毎の「収支改善見込額×5年分」の合計額

【発行期間】 令和8年度まで

2. 資本費平準化債の対象拡充

【資本費平準化債発行可能額の拡充】

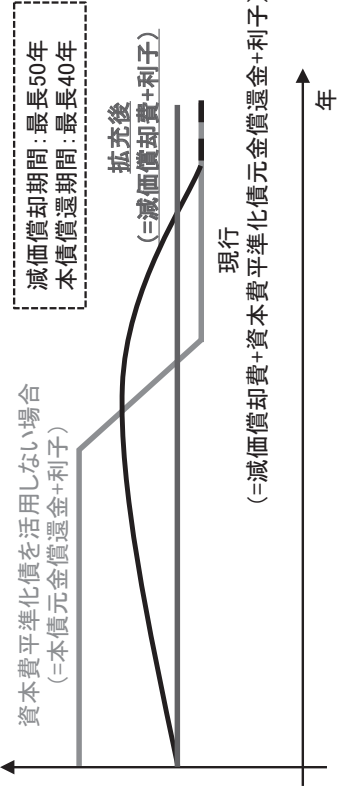
資本費平準化債発行可能額 = 元金償還金総額 - 元金償還元金償還金 - 減価償却費相当額等

⇒ 下線部分を削除し、発行対象を拡充

<見直し部分>

資本費平準化債を活用しない場合
 (=本償元金償還金+利子)

資本費平準化債の活用効果(イメージ図) > ※拡充後を基準とした場合の比較



※ 資本費平準化債の償還年限については「対象償却資産の平均残存耐用年数」を限度

※ 資本費平準化債の元利償還金相当額を含む汚水処理原価を確実に回収すること等に留意した収支計画の策定が要件

【対象事業】 下水道事業、交通事業 等

【発行額増加額】 1,100(億円程度)

【経営改善の取組例】

- 運賃料金制度見直し
- 民間バスとの共同経営
- 駅ナカビジネスの拡充

令和6年度地方財政対策の概要（東日本大震災分）

【Ⅲ 東日本大震災分】

○ 震災復興特別交付税の確保

○ 復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保

- ・ 震災復興特別交付税 904億円（前年度比▲31億円、▲ 3.3%）
- ・ 震災復興特別交付税により措置する財政需要
 - ① 補助事業の地方負担分 534億円（前年度比＋ 4億円、＋ 0.8%）
 - ② 地方単独事業分（中長期職員派遣・職員採用、単独災害復旧事業等） 122億円（前年度比▲ 2億円、▲ 1.6%）
 - ③ 地方税等の減収分 248億円（前年度比▲33億円、▲11.7%）

※ 令和6年度の所要額は、904億円であるが、予算額は年度調整分293億円を除いた611億円（令和5年度予算額:654億円）となる。

※ 震災復興特別交付税の平成23～令和6年度分の予算額の累計額（不用額を除く）は5兆7,611億円

主な地方財政指標積算基礎（通常収支分）

(単位:億円)

区 分	令和6年度 (見込)	令和5年度
歳入合計	936,400程度 ①	920,350
地方税	427,330 ②	428,751
地方譲与税	27,292 ③	26,001
地方特例交付金等	11,320 ④	2,169
地方交付税	186,671 ⑤	183,611
地方債	63,103 ⑥	68,163
うち臨時財政対策債	4,544 ⑦	9,946
復旧・復興事業 一般財源充当分	▲ 8 ⑧	▲ 3
全国防災事業 一般財源充当分	▲ 169 ⑨	60
主 関 係 地 方 指 標 財 政	一般財源総額 ②+③+④+⑤+⑦+⑧+⑨	656,980
	一般財源比率 $\frac{②+③+④+⑤+⑧+⑨}{①}$	69.7%程度
	地方債依存度 $\frac{⑥}{①}$	7.4%

(参考)

○ 地方の借入金残高(東日本大震災分を含む) 179兆円程度(令和6年度末見込) ※ 183兆円程度(令和5年度末見込)

○ 交付税特別会計借入金残高 28.1兆円 (令和6年度末見込) ※ 28.6兆円 (令和5年度末見込)

令和6年度地方財政収支見通しの概要（東日本大震災分）

(1) 復旧・復興事業

項目	令和6年度 (見込)	令和5年度	増減率 (見込)
震災復興特別交付税	904 億円	935 億円	▲ 3.3 %
国庫支出金	1,700 億円	1,632 億円	約 4.2 %
地方債	2 億円	9 億円	▲ 77.8 %
一般財源充当分	8 億円	3 億円	166.7 %
計	約 2,600 億円	約 2,647 億円	約 ▲ 1.8 %
直轄・補助事業費	2,200 億円	2,173 億円	約 1.2 %
地方単独事業費	370 億円	405 億円	▲ 8.6 %
うち地方税等の減収分見合い歳出	248 億円	281 億円	▲ 11.7 %
計	約 2,600 億円	約 2,647 億円	約 ▲ 1.8 %

※ 本表は、地方団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合があります。

(2) 全国防災事業

項目	令和6年度 (見込)	令和5年度	増減率 (見込)
地方交付税	80 億円	646 億円	▲ 87.6 %
一般財源充当分	169 億円	▲ 60 億円	▲ 381.7 %
雑収入	1 億円	1 億円	0.0 %
計	250 億円	587 億円	▲ 57.4 %
公債費	250 億円	587 億円	▲ 57.4 %
計	250 億円	587 億円	▲ 57.4 %

※ 本表は、地方団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合があります。

(参考) 地方財政収支見通しの概要 (通常収支分と東日本大震災分の合計)

項目	令和6年度 (見込)	令和5年度	増減率 (見込)
地方議与	427,410 億円	429,397 億円	▲ 0.5 %
地方特例交付金	27,292 億円	26,001 億円	5.0 %
地方交付税	11,320 億円	2,169 億円	421.9 %
地方震災復興特別交付税以外	187,575 億円	184,546 億円	1.6 %
震災復興特別交付税	186,671 億円	183,611 億円	1.7 %
地方震災復興特別交付税	904 億円	935 億円	▲ 3.3 %
うち臨時財政対策債	63,105 億円	66,172 億円	▲ 7.4 %
うち臨時財政対策債	4,544 億円	9,946 億円	▲ 54.3 %
入	計約	計約	
歳入	939,300 億円	923,584 億円	約 1.7 %
「一般財源」	658,141 億円	652,059 億円	0.9 %

項目	令和6年度 (見込)	令和5年度	増減率 (見込)
給与関係手当	費約 202,300 億円	199,053 億円	約 1.6 %
退職職手当	外約 191,500 億円	187,724 億円	約 2.0 %
退当	当約 10,800 億円	11,329 億円	約 ▲ 4.7 %
一般行政経費	費約 436,900 億円	420,841 億円	約 3.8 %
うち補助	分約 251,400 億円	239,731 億円	約 4.9 %
うち単独	分約 153,900 億円	149,684 億円	約 2.8 %
うちデジタル田園都市国家構想事業費	12,500 億円	12,500 億円	0.0 %
うち地方創生推進費	10,000 億円	10,000 億円	0.0 %
うち地域デジタル社会推進費	2,500 億円	2,500 億円	0.0 %
うち地域社会再生事業費	4,200 億円	4,200 億円	0.0 %
公債	費約 109,000 億円	112,614 億円	約 ▲ 3.2 %
維持補修費	費約 15,300 億円	15,237 億円	約 0.4 %
うち緊急浚渫推進事業費	1,100 億円	1,100 億円	0.0 %
投資的経費	費約 119,900 億円	119,731 億円	約 0.1 %
うち直轄・補助	分約 56,300 億円	56,594 億円	約 ▲ 0.5 %
うち単独	分約 63,600 億円	63,137 億円	約 0.7 %
うち緊急防災・減災事業費	5,000 億円	5,000 億円	0.0 %
うち公共施設等適正管理推進事業費	4,800 億円	4,800 億円	0.0 %
うち緊急自然災害防止対策事業費	4,000 億円	4,000 億円	0.0 %
うち脱炭素化推進事業費	1,000 億円	1,000 億円	0.0 %
うちこども・子育て支援事業費(仮称)	500 億円	- 億円	皆増
公営企業繰出金	約 23,200 億円	23,974 億円	約 ▲ 3.2 %
うち企業債償還費普通会計負担分	約 13,100 億円	13,997 億円	約 ▲ 6.4 %
水準超経費	29,800 億円	28,900 億円	約 3.1 %
大東	費約 2,600 億円	2,647 億円	約 ▲ 1.8 %
震災	費約 250 億円	587 億円	約 ▲ 57.4 %
日本	計約 939,300 億円	923,584 億円	約 1.7 %
歳出	計約 787,100 億円	767,418 億円	約 2.6 %

※ 本表は、地方団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合があります。

(参考1) 地方財政計画の伸び率等の推移

(単位：%)

年 度	対 前 年 度 伸 び 率			地 方 交 付 税
	地方財政計画	地方一般歳出	地 方 税	
昭和62年度	2.9	2.9	0.6	0.6
63	6.3	5.7	9.4	7.5
平成元年度	8.6	7.1	8.1	17.3
2	7.0	6.7	7.5	10.3
3	5.6	7.4	6.1	7.9
4	4.9	5.9	4.1	5.7
5	2.8	4.4	1.6	▲ 1.6
6	3.6	4.6	▲ 5.7	0.4
7	4.3	3.6	3.6	4.2
8	3.4	2.3	0.1	4.3
9	2.1	0.9	9.6	1.7
10	0.0	▲ 1.6	3.9	2.3
11	1.6	1.8	▲ 8.3	19.1
12	0.5	▲ 0.9	▲ 0.7	2.6
13	0.4	▲ 0.6	1.5	▲ 5.0
14	▲ 1.9	▲ 3.3	▲ 3.7	▲ 4.0
15	▲ 1.5	▲ 2.0	▲ 6.1	▲ 7.5
16	▲ 1.8	▲ 2.3	0.5	▲ 6.5
17	▲ 1.1	▲ 1.2	3.1	0.1
18	▲ 0.7	▲ 1.2	4.7	▲ 5.9
19	▲ 0.0	▲ 1.1	15.7	▲ 4.4
			(6.5)	

年 度	対 前 年 度 伸 び 率			地 方 交 付 税
	地方財政計画	地方一般歳出	地 方 税	
20	0.3	0.0	0.2	1.3
21	▲ 1.0	0.7	▲ 10.6	2.7
22	▲ 0.5	0.2	▲ 10.2	6.8
23	0.5	0.8	2.8	2.8
24	▲ 0.8	▲ 0.6	0.8	0.5
25	0.1	▲ 0.1	1.1	▲ 2.2
26	1.8	2.0	2.9	▲ 1.0
27	2.3	2.3	7.1	▲ 0.8
28	0.6	0.9	3.2	▲ 0.3
29	1.0	1.0	0.9	▲ 2.2
30	0.3	0.9	0.9	▲ 2.0
令和元年度	3.1	4.0	1.9	1.1
2	1.3	2.3	1.9	2.5
3	▲ 1.0	▲ 0.6	▲ 7.0	5.1
4	0.9	0.6	8.3	3.5
5	1.6	0.8	4.0	1.7
6	1.7程度	2.6程度	▲ 0.3	1.7

(注1) ()内は、税源移譲分を除いた伸び率(平成18年度の地方税に所得譲与税を含めて伸び率を算出)である。

(注2) 平成24年度以降は通常収支分の伸び率である。

(注3) 令和3年度の地方税については令和2年度徴収猶予の特例分を除いている。

(参考2) 地方債等関係資料

年 度	地 方 債 額 (億円)	対 前 年 度 増 減 (億円)	地 方 債 額 依 存 (%)	地 方 の 借 入 金 残 高 (兆円)
昭和62年度	53,900	9,610	9.9	64
63	60,481	6,581	10.4	66
平成元年度	55,592	▲ 4,889	8.8	66
2	56,241	649	8.4	67
3	56,107	▲ 134	7.9	70
4	51,400	▲ 4,707	6.9	79
5	62,254	10,854	8.1	91
6	103,915	41,661	13.1	106
7	113,054	9,139	13.7	125
8	129,620	16,566	15.2	139
9	121,285	▲ 8,335	13.9	150
10	110,300	▲ 10,985	12.7	163
11	112,804	2,504	12.7	174
12	111,271	▲ 1,533	12.5	181
13	119,107	7,836	13.3	188
14	126,493	7,386	14.4	193
15	150,718	24,225	17.5	198
16	141,448	▲ 9,270	16.7	201

年 度	地 計 (億円)	対 前 年 度 増 減 (億円)	地 方 債 額 依 存 (%)	地 方 の 借 入 金 残 高 (兆円)
17	122,619	▲ 18,829	14.6	201
18	108,174	▲ 14,445	13.0	200
19	96,529	▲ 11,645	11.6	199
20	96,055	▲ 474	11.5	197
21	118,329	22,274	14.3	199
22	134,939	16,610	16.4	200
23	114,772	▲ 20,167	13.9	200
24	111,654	▲ 3,118	13.6	201
25	111,517	▲ 137	13.6	201
26	105,570	▲ 5,947	12.7	201
27	95,009	▲ 10,561	11.1	199
28	88,607	▲ 6,402	10.3	197
29	91,907	3,300	10.6	196
30	92,186	279	10.6	194
令和元年度	94,282	2,096	10.5	192
2	92,783	▲ 1,500	10.2	192
3	112,407	19,625	12.5	191
4	76,077	▲ 36,331	8.4	187
5	68,163	▲ 7,914	7.4	183程度 (見込)
6	63,103	▲ 5,060	6.7程度	179程度 (見込)

地方財政分析講座

— 財政資料の活用方法 —

2024/2/2

(公財)地方自治総合研究所 飛田博史

最近の財政 危機宣言と 人件費削減 の事例

- 2017年10月 神奈川県逗子市 財政対策プログラム
一般職・特別職の給与減額 職員数削減等
 - 2018年2月 山口県周南市 緊急財政対策
会計年度任用職員の積極的活用
 - 2019年9月 栃木県大田原市 財政難を理由とする給与カットを組合に要請
一般職の基本給、地域手当、管理職手当の削減
 - 2020年2月 大分県杵築市 緊急財政対策
一般職・特別職の給与減額
 - 2020年12月 京都市 財政難克服宣言
民営化・非正規化による職員数削減
 - 2021年2月 大阪府堺市 財政危機宣言
時間外勤務手当等の抑制
 - 2023年11月 山梨県市川三郷町 財政危機宣言
職員の適正配置（正規職員・会計年度任用職員削減）
- それは、ある日突然宣言される場合が多い・・・

後手に回りがちな当局との交渉

- 当局から「〇〇で財政が厳しい、このままだと何年後かに破たんする可能性がある」ので、財政再建のために給与カットをせざるを得ない」と要請されるが...
- 用語や内容について十分な理解ができない場合がある
- 当局の見解について事実確認したいが、組合側に財政分析のデータベースがない
- そもそも基本的な分析の視点や方法がわからない
- そのため、とりあえず「不当な合理化反対」と主張して交渉に臨むが、数字で詰められて、場合によってはしなくもよい譲歩をしてしまう
- せつかく国の処遇改善の方針が示されたのに「財政が厳しい」という一言でチャンスを逸してしまう
- 財政を知らないと足元を見られ損をする
- 決算資料が少しかれば、形勢は大きく変わる

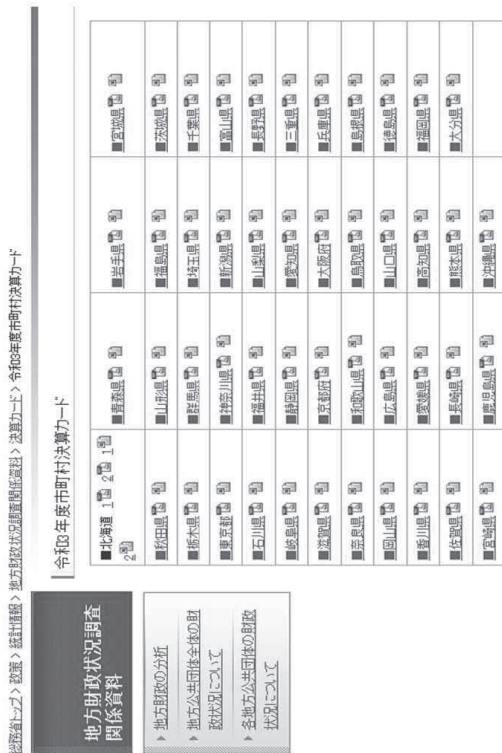
決算資料について

当局交渉や議会で使える基本的資料

I. 決算カード：自治体の各年度の收支状況、財政指標などがA4版1枚に集約されたもの

II. 財政状況資料集：財政指標などを他の類似した団体と比較した資料。人件費などの水準を見極めるのに参考になる

➤ いずれも総務省のホームページに掲載。その他さまざまな財政データ集が掲載されている



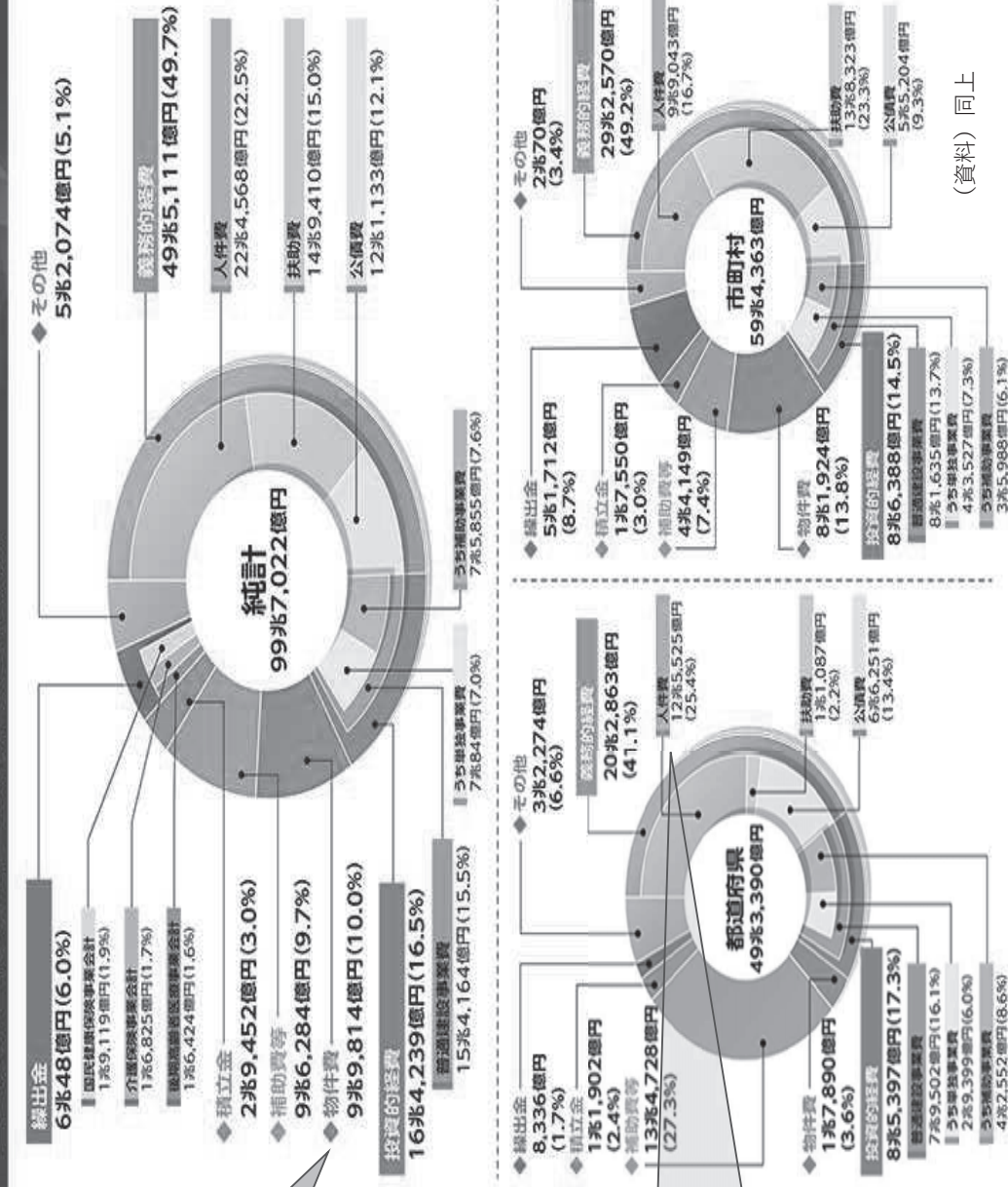
↑ 拡大して見る

(資料) 総務省ホームページより抜粋

地方財政の構造

7

性質別歳出決算額の構成 (令和元年度決算)



- 主な費用目
- ・ 人件費：職員や会計年度任用職員等の給与等
 - ・ 扶助費：生活保護費や児童手当等の給付
 - ・ 公債費：借入の返済
 - ・ 物件費：委託費や備品購入等の役所の経費
 - ・ 補助費等：個人、法人向けの補助、一部事務組合等への負担金、会計への支出等
 - ・ 繰出金：国民健康保険などの他会計への支出

主な福祉行政を所管するため最も大きい

委託費など含む

一般職員のほか義務教育教職員、警察官などの経費を含む

(資料) 同上



自治体財政を診断するⅠ

決算カードの見方 山梨県市川三郷町の2021年度決算を
例に

決算データを
絞ってみる3つのポイント



①收支状況



②一般財源と積立金

に注目



③財政指標で健全
化診断



①収支状況

*丸囲み番号は決算カード例の場所を表す



収支状況

- **実質収支**：黒字、赤字の判断指標。プラスであれば黒字決算（前年度からの繰越財源を含む）
- **単年度収支**：当該年度だけでみた場合の収支。赤字（マイナス）が続くと繰越財源が減って収支が厳しくなる
- **実質単年度収支**：積立金（基金）の取り崩しを考慮した単年度収支。赤字の場合、積立金を取り崩して収支バランスをとったとみる。赤字が続くと積立金が減って、やがて赤字決算が懸念される

②単年度で見ると2020年度からの繰越金のうち約4700万円を使っており単年度赤字

①2021年度は黒字決算2億1000万

③ただし、単年度赤字の要因は約1億2500万円の積立によるもの

区分	令和3年度（千円）	令和2年度（千円）
歳入	9,843,885	11,218,096
歳出	9,541,202	10,931,837
繰越財源	302,683	286,259
繰越資産	93,103	29,272
実質単年度収支	209,580	256,987
単年度収支	-47,407	5,271
積立金	124,877	875
繰上金	88	-
繰崩し	-	19,725
実質単年度収支	77,558	-13,579

④単年度の赤字に積立金を足してみると約7700万円の黒字実質単年度赤字したがって健全財政

（資料）山梨県市川三郷町2021年度決算カードより抜粋

家計簿的に直感で家計簿とらえると・・・

○翌月の給料を当てにせずに支出をまかなった⇒実質収支黒字

○翌月の給料を前借りして支出をまかなった⇒実質収支赤字

○当月の給料だけで支出がまかなえた⇒単年度収支黒字

○当月の給料では足りず、前月からの繰越金を当てて支出をまかなった⇒単年度収支赤字

○さらに貯金を崩して支出をまかなった⇒実質単年度赤字（ただし単年度収支赤字を上回った場合）

以上を月⇒年度 給料⇒歳入に読み替える



②・④—一般財源と積立金に注目

一般財源と財政調整基金



歳入の一般財源 に注目

- 一般財源：使い道を自己決定できる財源
 - 地方税、地方交付税、その他一般財源（地方消費税交付金等）から構成される
 - 地方債のうち地方交付税の代わりに自治体が借金で立て替える「臨時財政策債」も一般財源に含める
- 地方税の増減だけをみても、自治体の自由に使える財源の多寡はわからない

市川三郷町の2021年度の町税は16.3億円、一般財源総額は64.5億円

金額の単位は一部を除き千円

区	歳入の区分	状況 (単位: 千円・%)		
		決算額	構成比	一般財源等構成比
地	地方譲与交付金	1,626,577	16.5	1,626,564
地	地方交付金	71,357	0.7	71,357
利	地方交付金	1,211	0.0	1,211
配	地方交付金	8,550	0.1	8,550
株	地方交付金	11,056	0.1	11,056
分	地方交付金	362,694	3.7	362,694
地	地方交付金	-	-	-
自	地方交付金	-	-	-
軽	地方交付金	-	-	-
自	地方交付金	6,964	0.1	6,964
法	地方交付金	14,473	0.1	14,473
地	地方交付金	22,662	0.2	22,662
地	地方交付金	12,028	0.1	12,028
内	地方交付金	2,177	0.0	2,177
省	地方交付金	1,073	0.0	1,073
部	地方交付金	7,384	0.1	7,384
新	地方交付金	4,159,308	42.7	4,159,308
型	地方交付金	3,809,619	38.7	3,809,619
地	地方交付金	343,689	3.5	343,689
内	地方交付金	6,278,852	63.8	6,278,852
省	地方交付金	1,146	0.0	1,146
部	地方交付金	44,627	0.5	44,627
交	地方交付金	93,684	1.0	93,684
分	地方交付金	10,007	0.1	10,007
便	地方交付金	1,360,332	13.8	1,360,332
手	地方交付金	453,956	4.6	453,956
国	地方交付金	20,028	0.2	20,028
国	地方交付金	364,556	3.7	364,556
(地方交付金	137,954	1.4	137,954
郵	地方交付金	266,259	2.9	266,259
財	地方交付金	166,484	1.7	166,484
政	地方交付金	626,100	6.4	626,100
務	地方交付金	176,100	1.8	176,100
課	地方交付金	9,543,585	100.0	9,543,585

(資料) 同上より抜粋

積立金の状況－将来の支払い余力

- 自治体の積立金は、大きくは次のような3つの種類からなる。とくに財政調整基金に注目
- ◆ 財政調整基金：財源不足にあてる基金。もっとも使用の自由な財源
- ◆ 減債基金：将来の公債費負担に備える基金
- ◆ 特定目的基金：公共事業や地域振興などの特定の事業にあてる基金。目的以外で取り崩し不可

区分	令和3年度(千円)	令和2年度(千円)
基準財政需要額	1,820,983	1,877,856
標準財政収入	5,430,582	5,159,428
標準財政収力	2,019,895	2,101,243
財政収力比率(%)	6,071,994	5,821,922
財政収支比率(%)	0.38	0.33
公債費比率(%)	3.5	4.4
公債費負担比率(%)	15.3	14.9
特別養老給付率(%)	11.1	10.5
財政収支比率(%)	1,837,783	1,812,906
財政収支比率(%)	341,438	341,361
財政収支比率(%)	1,639,144	1,725,237
財政収支比率(%)	1,639,144	1,725,237

③-1・2・3 財政指標から健全性を見る

一般的な財政指標の見方

財政指標には一般的な財政指標と法定指標の 2種類がある

一般的な指標：あくまで分析
の手法としての指標。決算
カードでは財政力指数、実質
収支比率、経常収支比率など
がこれに当たる

法定指標：「地方公共
団体の財政の健全化に
関する法律」にもとづ
き、財政破たんを評価
する指標

一般的な財政指標で財政状況を知る

-
- 財政力指数：財政の自立度を表す。数値が高いほど税で経費をまかなう程度が高い。1を超えると地方交付税に依存しない「不交付団体」と呼ばれる
 - 実質収支比率：繰越財源の規模感を表し、3～5%が経験的に望ましい。複数年これを超えている場合、政策にお金を使っていない（ケチっている）とみなされる
 - 経常収支比率：自治体にとってのエンゲル係数。自治体が毎年度決まって支出する経費が経常的な一般財源（地方税+地方交付税等）の何%を占めるかを表す。数字が上がると財政の硬直度が進んだとみならず（決算カードでは該当部分の左側の数値をみる）望ましいのは90%未満であるが、現実的には全国平均や県内平均、類似団体平均（後述）などが目安
 - 経常収支比率内訳：性質別経費ごとの比率をみると財政硬直化の要因を知ることができる
-

経常収支比率から何がいえるか

- 経常収支比率が前年度に比べて上昇している場合・・・
- 個別経費のうち特にどれが上昇しているか。そのなかで人件費はどうか
 - 人件費が上昇していないければ、財政硬直化の要因ではない。したがって、合理化を求められる根拠はない
- 個別経費が全般的に上昇しているとするれば、「経常一般財源等」が前年度に比べて減少しているかどうか
 - 減少が続いているのであれば、財政硬直化を改善する経費見直しが必要になってくる（安易な人件費カットには要注意。自治体政策を踏まえた優先順位の検討が必要）

③－４ 財政指標から健全性を見る

財政破たんに関する指標

自治体財政健全化判断指標－財政破たんの法定指標

- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律－自治財政健全化法（2007年度決算～）
- 健全化判断比率4指標：早期健全化団体または財政再生団体を判断
- いずれかの団体に指定されると、厳しい財政再建計画（早期健全化団体→財政健全化計画 財政再生団体→財政再生計画）の策定、議会での承認、公表、外部監査の実施等が義務付けられる。
- 財政再生団体の場合は地方債の発行（起債）が制限され、これを一部解除するには再建計画に対する国（総務大臣）の同意が必要→事実上、国の管理下に入る
- 現在、財政再生団体は夕張市のみ
- この法律の適用を受けることは稀。ただし、法律適用の判断指標であることから、単なる目安にとどまるとは性格が異なる

各自自治体財政健全化判断指標の意味

- 実質赤字比率：普通会計の一般財源（標準財政規模）と比較した赤字の割合
- 連結実質赤字比率：普通会計以外の各会計の赤字を合算した場合の割合
- 実質公債費比率：毎年度の借金返済（一部事務組合等含む）のうち国が肩代わりする分を除く実質的な負担割合
- 将来負担比率：将来支払いが予定されている全債務（借金や職員の退職手当等の会計含む）の負担割合

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

早期健全化基準未滿の 地方公共団体

指標の整備と情報開示の徹底

- ・**フロンティア指標**
 実質赤字比率
 一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模
 に対する比率
- ・**連結実質赤字比率**
 公営企業会計を含む一般会計を対象とした実質赤字額
 及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・**実質公債費比率**
 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還
 金の標準財政規模を基本とした額に対する比率
- ・**ストック指標**
 将来負担比率
 地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係る
 ものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な
 負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

資金不足比率
 公営企業会計ごとの資金の不足額の規模に対
 する比率

経営健全化基準未滿の 公営企業

財政の早期健全化 (財政健全化団体)

自主的な改善努力による財政健全化

- ・財政健全化計画を策定(議会の議決)
 (策定にあたり外部監査の要求を義務付け)
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、
 総務大臣又は知事が必要な勧告
- ・経営健全化計画を策定(議会の議決)
 (策定にあたり外部監査の要求を義務付け)
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・経営健全化が著しく困難と認められるときは、
 総務大臣又は知事が必要な勧告

公営企業の経営の健全化 (経営健全化団体)

財政の再生 (財政再生団体)

- 国等の関与による確実な再生
 ・財政再生計画を策定(議会の議決)
 (策定にあたり外部監査の要求を義務付け)
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意
 を求めることができる
- 【同意無】災害復旧事業等を除き、地方債の起
 債を制限
- 【同意有】収支不足額を振り替えるため、償還
 年限が計画期間内である地方債(再
 生振替特例債)の起債可
 ・財政運営が計画に適合しないと認められ
 る場合には、予算の変更等を勧告

(健全財政)

	早期健全化基準
実質赤字比率	道府県: 3.75% 市区町村: 11.25%~15%
連結実質赤字比率	道府県: 8.75% 市区町村: 16.25%~20%
実質公債費比率	25%
将来負担比率	都道府県・政令市: 400% 市区町村: 350%
資金不足比率 (公営企業ごと)	20%
	経営健全化基準

	財政再生基準
道府県: 5%	
市区町村: 20%	
道府県: 15%	
市区町村: 30%	
	35%

※ 実質赤字比率及び連結実質
 赤字比率については、東京都
 の基準は、別途設定されている。

* 実質公債費比率18%
 以上→地方債発行に国
 の許可を要する

(財政悪化)

※ 毎年度、健全化判断比率・資金不足比率を監査委員の審査に付し、議会に報告するとともに公表

(資料) 総務省ホームページ

財政健全化指標のポイント

- 通常「実質公債費比率」だけ見ておけば良い。その場合、財政運営に制限がかかる18%以上（18%以上：地方債の発行に国の許可が必要、25%以上：早期健全化団体、35%以上：財政再生団体）にどの程度近いのかチェックする
- 「将来負担比率」は3桁になったら経過観察

④債務残高の状況

○地方債現在高の状況－将来の長期債務はどの程度あるか
地方債を発行して借り入れた債務の残高。主に施設建設などにと
もなう建設地方債ともっぱら財源確保のための特例的な地方債
（臨時財政対策債等）などから構成される。
自治体の将来の財政運営の行く末を占う上で重要な債務残高


自治体財政を診断するⅡ

類似団体比較表の見方

29

類似団体比較で「並み」かどうか

- 「財政状況資料集」：主に類似団体比較に関する資料である
- 類似団体：都道府県は財政力指数のカテゴリの平均値、市町村では、政令市、中核市、施行時特例市についてはそれぞれの平均値、その他の市町村は人口と産業構造にもとづくカテゴリの平均値で比較
- つまり、類似の自治体平均と比べた特徴がわかる



自治体の財政状況（強み、 弱み）を見てみよう

類似団体比較を活用する

山梨県市川三郷町ではこのような財政危機 宣言が出されました(2023年9月)

財政非常事態宣言

持続可能な市川三郷町を目指すために

市川三郷町は、平成29年度から令和3年度までの間、決算における実質的な収支は5年連続の赤字を計上し、財政構造の硬直性を示す指標である「経常収支比率」も令和3年度決算で全国ワースト11位となる98.1%を記録してしまいました。

令和4年度決算では、実質的な収支の6年連続の赤字は回避できましたが、「経常収支比率」は昨年度からさらに0.1ポイント上昇し、財政構造の硬直化がより一層進んでいる状況です。このままの推移では、最低限の行政サービスの維持すら困難な状況に陥ることが予測されます。

将来にわたり行政サービスを持続的に提供していくため、財政健全化に向けた抜本的・集中的な取り組みのスタートの年とすることを宣言します。

(資料) 市川三郷町ホームページ

町は経常収支比率の水準を財政危機の根拠としている。こうした場合、組合側が指標について知らないとかかなり不利

町における人件費の状況をチェックする

- 市川三郷町では財政再建を理由に、2年間にわたり2023年度の人勧適用を凍結しました。給与カットは回避したとはいえ、市川三郷町財政における人件費の負担はどの程度か確認する必要があります。そこで類似団体比較表を用いて人件費を中心にチェックしてみよう
- 分析対象は2021年度(令和3年度)決算、練習表で町と類似団体平均の数字を記入
- 作業1 市町村財政比較分析表で赤枠線の4つの指標
- 作業2 市町村経常経費分析表で6つの項目を比較
- 人件費関連の指標・項目が類似団体を上回っているかどうか確認
- 経常経費についてはどの項目が類似団体を上回っているものを確認。財政負担の要因の可能性がある。なぜ上回っているか

参考資料 |

主な歳入、歳出項目の解説

◆ 地方税

地方税法に根拠をもつ。同法で税目や課税標準（何を基準に税率をかけるか）、標準税率（通常課すべき税率）などが規定され、これをもとに自治体の条例に基づいて課税する。都道府県と市町村では税収の構造は大きく異なる

◆ 地方特例交付金

国の減税政策などにより地方税収の減収などが生じた場合の財源補てん

◆ 地方譲与税等

□ 地方譲与税

国税として課税し、その一部または全額を客観的な基準で都道府県または市町村に配分される。自動車等および燃料課税関連（**地方揮発油譲与税・石油ガス譲与税・自動車重量譲与税・航空機燃料譲与税**）、法人課税関連（**特別法人事業譲与税**）、その他（**森林環境譲与税、特別とん譲与税**）がある。いずれも各譲与税法に根拠をもつ

* 2018年度決算段階では特別法人事業譲与税ではなく「地方法人特別譲与税」、森林環境譲与税は含まれない

□ 都道府県税交付金

都道府県税として課税し、その一部を客観的な基準で配分する。**地方消費税交付金、自動車取得税交付金、株式等譲渡所得割交付金**などがある。このうち地方消費税交付金の市町村歳入に占める割合は高い

- ◆ 地方交付税
 - 一定水準の行政サービスを提供する上で、その自治体の税収では足りない分を、国が定めた客観的な算定式に基づき交付する。地方交付税法に根拠をもつ
- ◆ 国庫支出金（国庫補助負担金）
 - 国の法令や予算にもとづき、個別事業費の一定割合あるいは定額を国が負担する財源。「・・・負担金」「・・・補助金」「・・・交付金」などの名称がつく
 - 新型コロナウイルス対策の特別定額給付金（10万円）は全額国庫補助金
- ◆ 都道府県支出金
 - 都道府県から市町村へ移転される特定財源。国の法令にもとづき義務的に負担するもの（例：児童手当や保育所運営費等）や都道府県独自のものがある
- ◆ 地方債
 - 自治体が1年を超えて行う借入。地方財政法にもとづき施設建設、貸付金などの事業の財源として限定的に地方債の発行が認められているが、現在は財源補てんを目的とする「臨時財政対策債」という特例地方債が発行されている。借入資金には政府資金や民間金融機関資金などがある。なお、毎年度、国が策定する地方債計画により発行総額が決められ、その上で各自治体の地方債の発行に際し国との協議を要する
- ◆ その他
 - 使用料・手数料、財産収入、寄付金、基金の取り崩しなど

◆総務費

人事、企画、財政、戸籍、統計や交通安全などの経費

◆民生費

高齢者・子ども・障がい者・生活保護等の社会保障関連経費

都道府県は後期高齢者医療や介護保険（老人福祉費）会計、障がい者福祉や国民健康保険（社会福祉費）会計への支出。市町村は生活保護（市）、児童手当、児童扶養手当、保育所運営費等、障がい者福祉、国民健康保険（社会福祉費）会計への支出などの割合が高い

◆衛生費

母子保健、廃棄物処理、公害対策などの事業。水道事業会計、病院事業会計など保健衛生関連の公営事業会計への支出などの経費

◆農林水産業費

農業・林業・水産業振興の事業に要する経費

◆商工費

商工業振興、観光振興などの事業に要する経費

- ◆ 土木費
道路、公園や区画整理などの事業に要する経費や下水道会計への支出など
都道府県では道路橋りょう費、市町村では都市計画費の割合が高い
- ◆ 教育費
学校教育、生涯学習、スポーツ振興などの事業に要する経費
都道府県は義務教育関連（小・中学校、教育総務費）や高等学校関連の支出。市町村は義務教育関連の施設整備、運営費（小・中学校）、給食関連人件費や体育施設整備費（保健体育費）。公民館、博物館、図書館等の建設や運営費（社会教育費）の支出などの割合が高い
- ◆ 公債費
地方債などの借入金の元利償還費
- ◆ その他
議会費、警察費（都道府県）、消防費（市町村）などが含まれる

- ◆ 人件費
職員給与・退職手当、議員報酬などが含まれる。都道府県は警察官、義務教育職などの人件費を含む。また、相対的に高い割合となっている。
- ◆ 扶助費
民生費のうち生活保護、児童福祉、障がい者福祉、高齢者福祉などの別サービスへの支出は別項目)。福祉行政の役割を担う市町村の支出が都道府県を大きく上回る。
- ◆ 公債費
目的別歳出と同じ
- ◆ 普通建設事業費
道路の新設や保育所・小中学校の改築などの建設事業に要する費用。災害復旧事業を含めて「投資的経費」と呼んでいる。

◆ その他の経費

- 補助費等
個人や団体への支出、下水道や公立病院などの地方公営企業会計の一部への支出。都道府県から市町村向けの税交付金（地方消費税交付金など）の財源移転が含まれる。税交付金を含む都道府県の金額が大きい
- 繰出金
市町村が担う介護保険、国民健康保険などの特別会計への支出金額は都道府県を大きく上回る
- 物件費
自治体行政を行うための内部管理費。民間委託料や臨時職員の賃金、旅費などが含まれる。市町村の支出が大きく上回る
- 維持補修費
公共施設や道路等維持補修に要する経費

参考資料Ⅱ

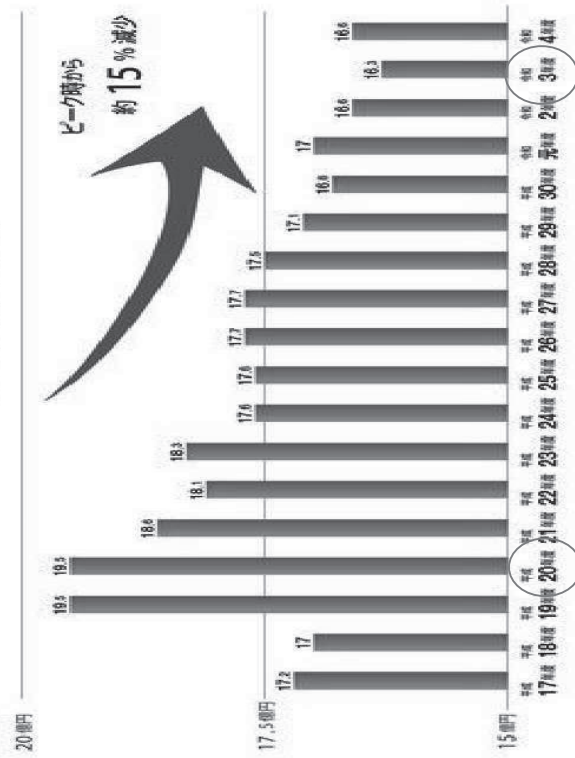
市川三郷町の財政状況説明の検証

財政非常事態宣言の背景

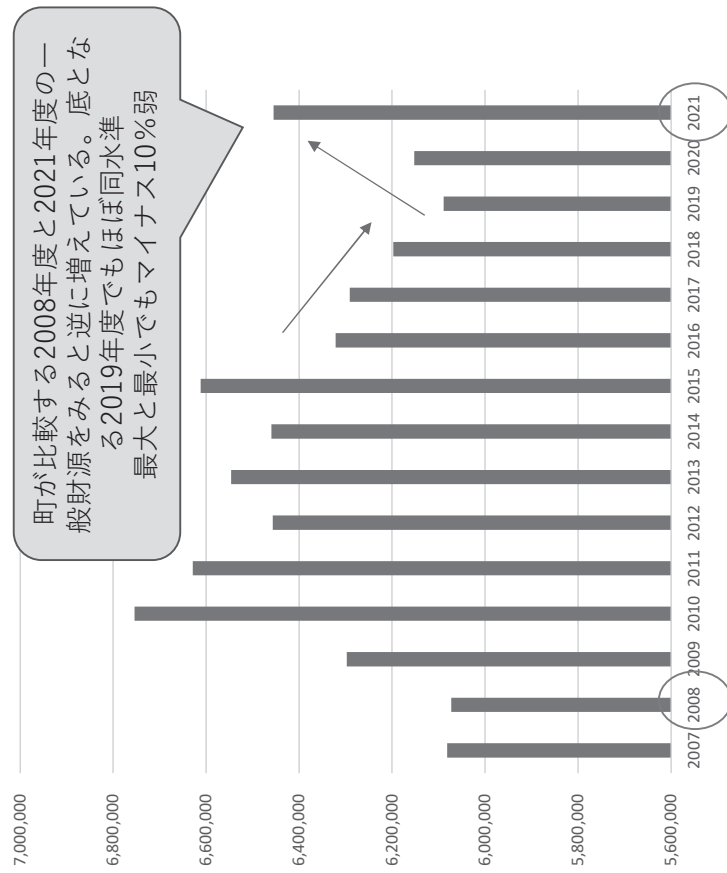
- ① 歳入面における自主財源の減少
 - 高齢化、人口減少に伴う町税収入の減少
 - 合併による地方交付税の段階的縮減
- ② 歳出の硬直化
 - 公共施設の集約不足
 - 従前どおりの行政経営による事務事業の見直し不足

市川三郷町は町税の減収だけで危機を説明しているが・・・一般財源だと見え方が違う

町税収入の状況 単位(億円)



市川三郷町の一般財源の推移(臨財債含む)



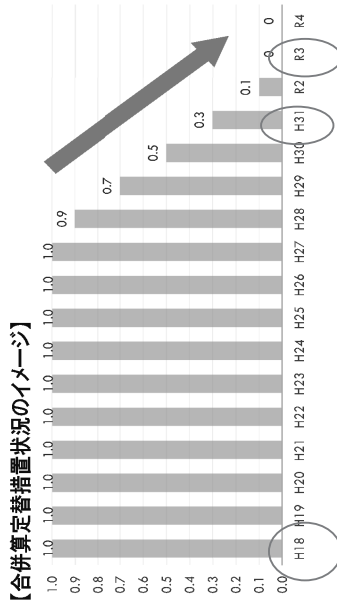
(資料) 同上

(資料) 前掲 市川三郷町データと市の資料より抜粋

合併算定替終了で交付税が減ったと説明しているが・・・

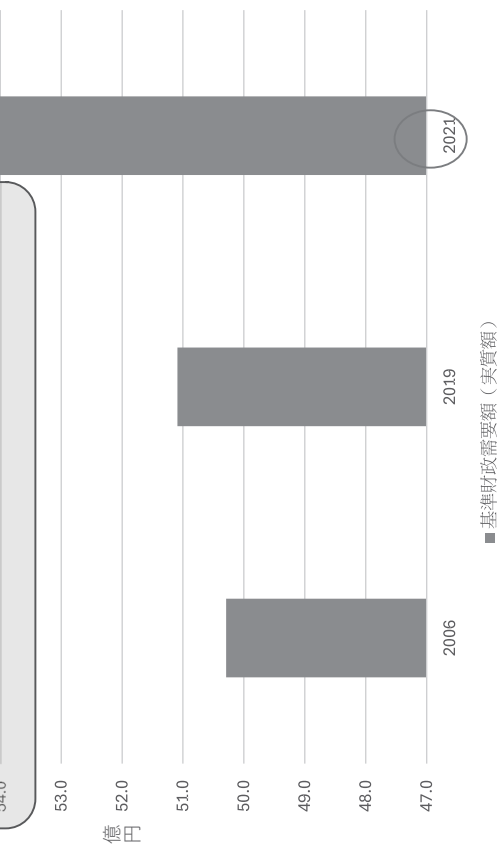
合併による財政支援措置の枯渇

- ① 地方交付税算定における「合併算定替」措置の終了
- ✓ 合併算定替措置期間の終了により、R2年度時点で特例措置期間中と比較すると、理論上、約4.5億円もの需要額が縮減。
- ✓ R2年度までに合併後の適正規模相当に歳出を縮減すべきであったことが示唆。



(資料) 同上

2006年度：合併前年度の旧3町の需要額の合算
 2019年度：合併算定替のない場合の需要額
 2021年度：合併算定替終了後の需要額（交付税の追加交付の特殊事情を含む）



合併の特例算定が終了が交付税の減少の理由とはならない

(資料) 前掲 市川三郷町決算カードより作成

「理論上」というのが落とし穴

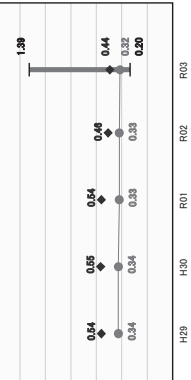
(3)市町村財政比較分析表(普通会計決算)

人口	15,186	人 (R4.1.現在)
うち日本人	14,947	人 (R4.1.現在)
面積	76.18	km ²
人口密度	9,943.686	人/km ²
総額	9,541,202	千円
歳入	209,850	千円
歳出	6,071,694	千円
繰上財政原資	13,987,256	千円

※町村財政見直しは、人口および産業構造等により全国の市町村を3つのグループに分類したものである。当該団体と同じグループに属する団体を類似団体と称す。
 ※当市町財政等が将来負担を上回っている団体については、合併前の団体ごとの決算に基づき、実費公債償還率及び将来負担比率を算出して、グラフを記載しない。
 ※人口については、各調査対象年度の「自己現在の住民基本台帳」に記載されている人口に基づいている。
 ※人口については、各調査対象年度の「自己現在の住民基本台帳」に記載されている人口に基づいている。
 ※類似団体内順位、全国平均、各都道府県平均は、令和3年度平均の団体数に基づいて算出している。また、類似団体の存在しない場合、類似団体内順位を表示しない。
 ※定款管理の状況は、人口1,000人当たり職員数の算出に用いる職員数及び給与水準(国との比較)の「ラス・バイ・ラス」指数については、各調査対象年度の翌年の地方公務員給与実態調査に基づいているが、令和3年度は令和3年度調査の結果を用いている。

財政力

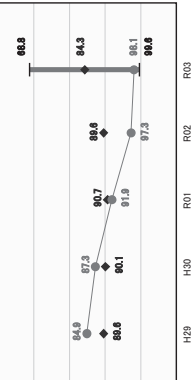
財政力指数 [0.32]



財政力指数の分析
 人口減少や全国平均を上回る高齢化率(R3年度38%)に加え、町内に中心となる産業がないこと等により財政基盤が弱いため、地方交付税等の財源に依存している状況である。
 財政力指数は、経年比較すると傾きの状態ではあるが、類似団体、全国平均及び県平均を下回っているため、短期的には増収の徴収率の向上等、中長期的には税源の涵養等を図り、財政基盤を強化する必要がある。

財政構造の弾力性

経常増支比率 [98.1%]

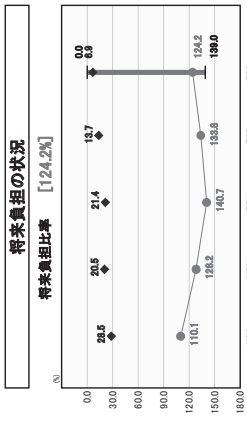


経常増支比率の分析
 人件費及び物件費の経常経費充当一般財源の増加により98.1%と類似団体平均を上回っている。経常経費充当一般財源は、人件費が減少した一方、物件費、扶助費、補助費、繰出金、公債費において増加し、前年度比で328,263千円(5%)増加した。
 経常一般財源は、地方交付税の増などにより増加し、経常増支比率は、0.8ポイント増加した。

令和3年度 山梨県市川三郷町

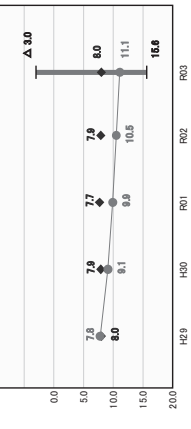
類似団体内順位 66/89
 全国平均 15.4
 山梨県平均 5.7

将来負担比率の分析
 前年度と比較すると、比率は低くなったが、類似団体と比較すると、将来負担比率は高くなっており、これは、令和元年度まで実施された新施設整備事業等に係る地方債償還率の増加によるものがある。
 令和元年度や地方債償還率はピークを迎えたが、将来負担比率のこれ以上の悪化を防ぐよう地方債の発行を抑制し計画的な事業実施を図る必要がある。



公債償還比率

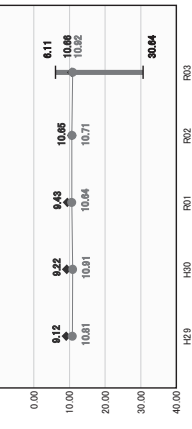
実費公債償還率 [11.1%]



実費公債償還比率の分析
 近年の普通建設事業費の増加に伴い償還額が増加しているため、平成30年度以降は類似団体平均を上回る数値まで悪化している。
 今後、施設整備事業の地方債償還の開始を控えており、さらなる数値の悪化が心配される。公債償還適正化計画に則り、適正化に努める。

定員管理の状況

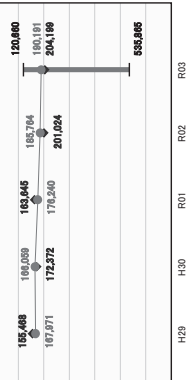
人口1,000人当たり職員数 [10.92人]



人口1,000人当たり職員数の分析
 人口千人当たりの職員数は前年度と比較して0.21人増加したが、高校新設に伴う施設整備事業など新規事業の実施のため、近年、採用数を増加させており、類似団体、全国平均及び県平均を上回る状況となっている。
 経常増支比率も悪化している状況であるため、今後は新規職員の採用抑制を行うなど、より一層の定員管理の適正化を図らなければならない。

人件費・物件費等の状況

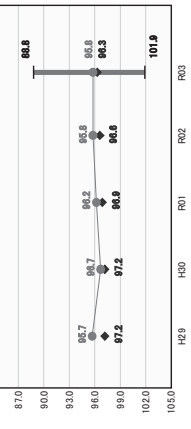
人口1人当たり人件費・物件費等決算額 [190,191円]



人口1人当たり人件費・物件費等決算額の分析
 類似団体平均に比べ低くはなっていないが、全国平均・県平均を上回っている状況である。
 人件費については、職員数が平成29年度からの5年間で名減がしているため減少した。今後とも県庁年度任用職員を含めた職員数の適正管理が必要である。
 また、本町は中山間地域に位置し、集落が分散しているため、効率性の面で悪い部分がある。今後は適切な施設等の検討や、指定管理者制度の導入など、公共施設の管理について検討を進めていく必要がある。

給与水準(国との比較)

ラス・バイ・ラス指数 [95.8]



ラス・バイ・ラス指数の分析
 類似団体を下回っており、今後も適正な給与水準になるように努める。

財政非常事態宣言

急速な高齢化を背景とする社会保障費の増加など、避けられない歳出の増加により、全国的に自治体経営は厳しさが増してきております。

こうした中、本町においては、合併による地方交付税の段階的縮減により自主財源が減少しているにも関わらず、十分な見直しがないまま、従前どおりの行政経営が維持されている状況にありました。

このような背景から、平成29年度から令和3年度までの間、決算における実質的な収支は5年連続の赤字を計上し、財政構造の硬直性を示す指標である「経常収支比率」も、令和3年度決算で全国ワースト11位となる98.1%を記録してしまいました。

令和4年度決算では、実質的な収支の6年連続の赤字は回避できたものの、「経常収支比率」は昨年度から更に0.1ポイント上昇してしまい、本町の財政構造がより硬直化している現状が浮き彫りになりました。このままの推移では、最低限の行政サービスの維持すら困難な状況に陥ることが予測され、本町の財政状況は、今まさに瀬戸際に立たされています。

行政だけでこの難局を突破することは困難であり、町民の皆さまとこの危機的な状況を共有することが不可欠であります。

このため、財政健全化に向けた抜本的・集中的な取り組みのスタートの年とすることをここに宣言いたします。

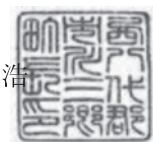
現在、職員一丸となって行財政改革推進計画の策定を進めているところであり、この計画に基づき、事務事業の見直しや公共施設のあり方検討などを実施し、抜本的・集中的な行財政改革を推進していく所存です。

この硬直した財政構造を回復局面に転じさせるためには、大きな転換が必要となり、町民の皆さまの御協力なしには到底成し遂げることはできませんが、私たち全ての市川三郷町民が力を合わせ、一步一步、前に向かって歩いていくことができれば、不可能なことなど決してありません。

この難局を乗り越え、産業振興による経済活性、新たなまちづくりによる投資意欲の高揚、人口減少対策による教育・子育て環境の充実、健康長寿・福祉・介護環境の充実など真の住民福祉の向上と幸せが実感できるウェルビーイングの町づくりが実現されるよう、オール市川三郷町の総力を尽くし、この危機を克服・突破すべく、町民の皆さまの御理解・御協力をお願い申し上げます。

令和5年9月19日

市川三郷町長 遠藤 浩



【アンテナ】★...「財政非常事態」は誰のせい（山梨・市川三郷町）

23/11/29 07:30 KP006

山梨県市川三郷町が9月、町独自の「財政非常事態宣言」を発出した。1期目の遠藤浩町長は、経常収支比率が全国ワースト11位となったことなどを強調し、「このままでは最低限の行政サービスの維持すら困難になる」と住民に理解を呼び掛けたが、関係者からは「町が問題を先送りしてきた結果だ」と指摘する声も上がっている。

町によると、2021年度決算の経常収支比率は98.1%で全国で11番目、将来負担比率も124.2%と25番目に高かった。宣言発出の際の記者会見で、遠藤町長は財政悪化の理由を「税込減や地方交付税の合併算定替え終了など自主財源が減少しているにもかかわらず、十分な見直しがないまま従前通りの行政運営を行ってきた」と説明。

「何もしなければ7年後には財政調整基金が底を突き、形式収支も赤字に転落する」と危機感をにじませた。

危機を招いた主因とされるのが、公共施設の統廃合の先送りだ。旧3町が05年に合併してできた市川三郷町だが、保育所1カ所を除いて旧町の施設すべてが現在まで維持されている。老朽化した各施設の維持管理や更新費用に加え、そこで働く会計年度任用職員の人件費もあり、支出の高止まりが続いている。

町も統廃合の必要性は以前から認識しており、過去には個別の施設について廃止を提案したこともあった。しかし、そのたびに旧町ごとの反対を受けて立ち消えになったという。担当者は「地域を愛する人が多く、赤字施設でも手を着けられなかった。将来を考えれば統合すべきだったが、職員も板挟みで苦しかった」と振り返る。

ただ、県内の行政関係者からは「公共施設の統廃合が難しいのはどの自治体も同じ。住民と向き合って粘り強く説明することを避けてきたのではないか」と指摘する声も。

町の行財政改革推進委員会の会長を務める山梨大大学院の藤原真史准教授（地方自治論）は「合併後の財政措置が受けられる移行期間で財政規模を本来の水準まで下げるべきだった」と話す。特に、施設数適正化も含めて検討すべき町の公共施設等総合管理計画について、「現状維持を前提に問題を先送りするような内容だった。策定された17年の時点で正しく問題に向き合うべきだったのではないか。合併以降の町長と執行部の責任は重いと言わざるを得ない」と指摘した。

非常事態宣言を契機に、町は施設の統廃合の議論を一気に進める考えだ。町がまとめた行財政推進計画の素案によると、県内で人口規模が同等以上の市町村の保有施設数の平均値を目安に、ジャンルごとに施設数を減らしていく考えで、251の公共施設のうち文化施設など約40の廃止を検討している。曖昧に運用されていた使用料などのルールも統一する。

さらに、シーリングやサンセット方式の導入で事務事業面からも歳出抑制策を講じるほか、ばらまき色の強い事業の廃止、業務効率化や職員数削減など網羅的な改革を行い、年間5億円以上を節減す



「財政非常事態」を宣言する山梨県市川三郷町の遠藤浩町長 = 9月、同町役場



山梨県の市川三郷町役場 = 2022年4月

る考えだ。この徹底ぶりに、県内のある市の幹部は「宣言をぶち上げたことで、平時ならやめられない事業や施設を一気に整理できる」と感心した様子だった。

年明けには素案を基にした住民説明会が始まる。既に統廃合対象となる個別の施設名にも言及しており住民の反発も予想されるが、担当者は「丁寧に説明して理解を得られるよう努めたい」と話している。（了）

（2023年11月29日／官庁速報）

関連情報

人物 遠藤浩氏のプロフィール

※本印刷物は時事通信社 iJAMPサービスから印刷されました。

Copyright JJI PRESS Ltd. All Rights Reserved.

【トップインタビュー】 財政非常事態宣言は「意識付け」＝遠藤浩・山梨県市川三郷町長

24/01/12 08:30 NG085

昨年9月に町独自の「財政非常事態宣言」を発出した山梨県市川三郷町。旧3町が合併して2005年に誕生して以降、公共施設の統廃合を先送りしてきたことなどを背景に財政危機に陥ったとして宣言に踏み切った。1期目の遠藤浩町長（えんどう・ひろし＝62）は「町民と現状を共有し、ここから切り替えようという意識付けのために出した。転換点の意思表示でもある」と説明する。

町の財政指標は、21年度決算で経常収支比率が98.1%で全国ワースト11位。自主財源の減少にもかかわらず歳出抑制策が講じられない状況が長く続き、何も手を打たなければ7年後には財政調整基金が底をつく状態だった。21年に就任して正確な財政状況を把握したが「正の遺産も負の遺産も受け取った以上やるしかない」と腹をくくった。

23年度から本格的な改革に着手。宣言発出後、住民説明会では厳しい意見や不安の声が寄せられた。昨年末に策定した行財政改革推進計画では、町の全公共施設の約15%を25年度末までに統廃合するといった目標を掲げた。痛みを伴う内容だが「実現できる」と即答。「施設をなくすのではなく、他のものに転換するための一時的な止血の段階だと丁寧に説明する。今やらなければ未来が遠くだけだ」と訴える。

危機を招いた責任の所在を明らかにするよう求める声に対しては、「議会を含めてみんなが『これでいい』とやってきたことだ」と述べるにとどめる。一方、職員らについては「危機的な状況だと理解していたと思うが、住民を前に『これをやめます』とは言えず、どうしていいか分からなかったのでは」とおもんばかり。

以前から広報誌でも危機を訴えてきたが「厳しい書き方でもほとんど読まれなかった」と振り返り、逆に「『つかみ』だけだった宣言にインパクトがあった」と分析する。その効果は町外まで波及したようで、町にゆかりのある10以上の個人・団体から協力の申し出を受けるなど思わぬ副産物も。複数の連携プロジェクトが進行中といい、「町はこれから面白くなる。今はマイナス面が目立つが、長期的にはプラスしかないはずだ」と力を込めた。

〔横顔〕 県議を経て現職。県議時代と生活ぶりは変わらず「常に仕事のことを考えている」という。

〔町の自慢〕 はんこの生産や毎年夏に開催される「神明の花火」など、12の「日本一」を誇る。

（甲府支局・常田陽子）（了）（2024年1月12日配信）



遠藤浩・山梨県市川三郷町長

関連情報

人物 遠藤浩氏のプロフィール

※本印刷物は時事通信社 iJAMPサービスから印刷されました。

Copyright JJI PRESS Ltd. All Rights Reserved.

地方行政

◎昭和23年7月9日 第3種郵便物認可◎毎週2回月・木曜日発行(但し祝日を除く)◎購読料金 税抜月額5,300円
発行所 〒104-8178 東京都中央区銀座5丁目15番8号 時事通信社

道標

異次元への挑戦

えんどう ひろし
遠藤 浩 山梨県市川三郷町長



かつて市川三郷町は、和紙、はらこ、花火などの伝統産業が隆盛を誇った活力ある町でした。しかし、1995年に全体の6割以上あった生産年齢人口が、2025年には半数を割り込むとの推計が示され、持続可能な自治体経営を脅かしています。

22年度の当初予算では「給付支援型」から「公共支援型」への転換を掲げ、類似・重複する事業、対象者が極めて限定される事業、目的を達成している事業の廃止を決定しました。施設の統廃合も急務で、05年の合併以来、旧町の体制がそのまま継続している状況です。役場機能の強化を図るため、業務量調査を行って、その平準化

を推進し、機構改革に向け鋭意取り組んでいるところで、前述の伝統産業では、トップセールスにより海外も含めた新たな販路開拓、新商品開発に取り組みしています。中東の工芸の国オマーン、書を通じて青少年の交流が始まった中国四川省、1989年から交流の歴史がある米アイオワ州マスカティーン市などと、相互の発展を図っていききたいと考えています。

また「地域経済と行財政は一体である」との考えの下、地域経済の活性化を持続可能な行政運営につなげるため、町内企業に「ソサエティ5・0」やデジタルトランスフォーメーション(DX)、

グリーン・トランスフォーメーション(GX)の推進を呼び掛けるべく、「ラウンドテーブル市川三郷」を設置し、意識改革と行動変容を促しています。

さらには「大塚にんじん」やスイートコーン「甘々娘かんかんむすめ」といった特色ある農産物、神明の花火大会など、「自然、食、歴史、伝統・文化、産業、人物、イベント」を組み合わせた幅広い観光戦略と、「モノ消費」から「コト消費」へと新たな交流人口を増加させるための取り組みを展開したいと考えています。

異次元の市川三郷町を創造するため、就任2年目も力強く町政を進めてまいります。

2023年(令和5年)

2月20日[月]

第11193号

目次

月曜連載	2
縮退社会における都市経営 —官民共創リポート⑩— 心の境界を超え、インフラの 広域化・共同化へ 山梨崇仁・神奈川県葉山町長 インタビュー (前編)	
行政EXPRESS	6
名古屋市、三重県玉城町、 仙台市、岩手県、茨城県	
一家言	7
ペーゴマと「百日の鯉」	
農政ウオッチング	8
カレーで食材考えよう!	
連載	9
日本総研 地方政策Watch④ 観光業に求められる 雇用改革とは	
霞が関かいわい	11
そろそろ上限が気になる	
訪れてみたい「アニメ聖地」	12
新たに9自治体を認定 23年版、過去最多の11万票	
月曜隔週連載	14
地方で稼ごう(122) 「熱狂的なファン」を生み出す 情報発信 漁師が実践するマーケティングの極意(2)	
内閣府が指針案	19
災害不明者、氏名を公表 家族同意は不要	
点描・永田町	20
「安倍家 VS 林家」 遺恨の「下関戦争」	

時事通信社

財政分析練習シート

作業

・2021年度決算の類似団体比較資料で、各指標や項目の市川三郷町（折れ線）と類似団体（点）の2021年度の数字を表に記入

市川三郷町と類似団体のうち数値が大きい指標・項目については数字を○で囲む。時間があれば資料の分析欄をみて要因を簡単に記入してみましょう

2021（令和3）年度決算

（時間に余裕があれば記入してみてください）

		市川三郷町	類似団体平均	類似団体を上回っている要因（各分析欄参照）
（類似団体比較資料） （財政比較分析表）	財政構造の弾力性（経常収支比率）			
	人口一人当たり人件費・物件費等の状況			
	公債費負担の状況（実質公債費比率）			
	定員管理の状況（人口1000人当たりの職員数）			
類似団体比較資料 （経常経費分析表）	人件費			
	扶助費			
	公債費			
	物件費			
	補助費等			
	その他			

II 参 考 资 料

当面の闘争方針（抜粋）

5. 地方自治・財政の確立と質の高い公共サービス改革の推進

【第213回通常国会の取り組み】

1. 第213回通常国会で審議が見込まれる地方自治と自治体財政に関する重要関連法案について、自治労協力国会議員等と連携し、国会対策に取り組みます。とりわけ、地方財政計画および地方交付税にかかる関係法令改正と税制改正に関する動向に注視し、地方行財政の充実にむけた対策に取り組みます。
2. 岸田政権が掲げる定額減税政策は「税収が増えたから返す」との発想に端を発しており、徴収した税に対し具体的な政策をもって還元するという政治の基本から逸脱しています。こうした減税政策は過去にも繰り返されてきましたが、その経済的な効果には懐疑的にならざるを得ません。しかも対象となる住民税は地方自治体の基幹税であり、所得税は地方固有の財源である地方交付税の原資でもあります。これら地方の財源を利用した減税政策は、「歳入の自治」に逆行することから反対の姿勢で臨みます。
3. なおも減税政策が与党により強硬的に実施される場合は、少なくとも自治体における事務的・財源的負担が最小限にとどまるよう、早期の情報提供も含め政党、省庁対策を行います。
4. 2023年度をもって個人住民税に1,000円上乗せされていた東日本大震災による

復興特別税が廃止されるとともに、2024年度から同額の森林環境税の徴収が始まります。この機会を捉え、森林環境譲与税の配分基準について、私有林人工林面積や林業就業者数により重きを置くよう、政府や各政党に求めます。

【2024年度地方財政の確立と公共サービス改革に対する取り組み】

5. 政府は12月22日、2024年度政府予算案を閣議決定し、地方一般財源総額については約62.7兆円（前年比、約0.6兆円増）と前年を上回る水準が確保されています。その収支見通しにおける地方公務員数についても232.2万人と前年度より1.4万人の増員が見込まれていることから、こうした政府予算も背景としながら、公共サービスの充実や人員確保にむけた取り組みを進めます。
6. とりわけ、地方財政の確立にむけて、以下の通り取り組みます。
 - ① 本 部
 - ア 2024年度地方財政計画を検証し、その課題について国会質疑などを通じて追及します。また、2024年度の地方一般財源総額については、政府の「骨太方針2021」において、2021年度の水準を確保することがすでに明記されていますが、近年の地方に

おける財政需要の高まりを受け、今後はより積極的な財源の確保に取り組む必要があります。2024年骨太方針への記載のあり方など含め、省庁・国会対策を進めます。

イ 地方自治法第99条に基づく地方議会での意見書採択と、地方交付税法第17条の4に基づく交付税算定に関する意見の申出にむけ、3月を目途に「地方財政の充実・強化に関する意見書モデル」を示します。

ウ 地方財政を基礎から学ぶ場としての「地方財政セミナー」を2月2日に、各県本部・単組、自治研センターおよび自治体議員を対象とし、東京において開催します。

② 県本部・単組

ア 県本部・単組は2024年度の一般財源総額が一定確保されていることを踏まえ、財政難を理由とした人件費の抑制や民間委託や指定管理者制度導入などの提案がある場合は、その根拠や妥当性の提示を自治体当局に求めます。

イ 県本部は、地方自治法第99条に基づく意見書採択および地方交付税法第17条の4に基づく交付税算定に関する意見申出を推進するため、地方連合会や公務員連絡会構成組織との連携を追求しながら、県、市長会、町村会、各議長会などへの要請に取り組めます。また単組は、意見書モデルをもとに6月議会での意見書採択の取り組みを追求するとともに、財政分析や交付税算定に関する当局との意見交換等を実施します。

ウ 県本部は、本部や自治総研とも連携しながら財政分析講座を開催し、財政分析を労使交渉・協議に活かす取り組みを進めます。

【自治体DXに対する取り組み】

7. 2025年度末までに自治体における20の基幹系業務システムを標準準拠システムに移行することが求められているものの、個々のシステム上の問題また人員不足等の理由から、すでに移行が難しいと想定される自治体が顕在化しています。移行期を厳しくするあまり、ベンダー不足が生じるといった悪循環も見られることから、政府には移行期間についてより柔軟に対応するよう求めます。

8. また、ガバメントクラウド利用に伴う移行後の運用コストが当初の想定を大幅に上回るといった実態も浮き彫りになっていることから、移行経費のみでなく、運営費におけるかかり増し費用についても財源を確保するなど、一層の自治体支援策を講じるよう求めます。

9. 政府は2024年12月2日までにマイナンバーカードと健康保険証を一体化していますが、医療職場における関連機器の普及は低調です。現行の保険証を廃止することで、どのような不具合や住民への影響が想定されるか、引き続き関連職場の状況を把握しながら、政府には拙速な対応とならないよう求めます。

【地方分権に関する取り組み】

10. 第33次地方制度調査会はDXへの対応、自治体間および公共私との連携、大規模な災害や感染症のまん延等の事態における

「国の補充的な指示」などについての答申を行いました。とくに「国の補充的な指示」が恣意的に運用された場合、地方自治を大きく後退させる可能性も危惧されることから、これに関連する法制化の動向を注視しつつ、あくまで限定的な運用とすることや事後検証のルール化などが担保されるよう、国会・省庁対策等を行います。また、米軍普天間基地の辺野古への移設計画をめぐって国が「代執行」に踏み切ったことも踏まえ、地方分権に逆行する動きに関しては警戒心をもって対応していきます。

【公契約条例制定・入札改革の取り組み】

11. 公共サービスの質と公正労働基準の確立にむけて、県本部・単組は地方連合会などと連携して、賃金の下限や使用者の支払い義務などを定めた公契約条例の制定を自治体に要求します。本部は直近の取り組み事例について情報収集し、その共有化に努めます。
12. 委託・指定管理職場で働く労働者の適切な賃金・労働条件を確保するため、県本部・自治体単組は、委託・指定企業の民間単組と連携して、適切な人件費積算や公正労働条件条項を含めた入札改革等を自治体に求めます。

【東日本大震災等からの復興にむけた取り組み】

13. 東日本大震災の被災地が復興に集中できる環境の整備にむけ、被災時からいまだ残されている課題、また被災から10年以上を経過し、新たに生じている課題などについて、関係県本部・単組と共有し、省庁・国会対策等を進めます。

【第40年次自治研活動の推進】

14. 10月4～5日に島根県で開催する第40回地方自治研究全国集会にむけて、下記の通り取り組みます。
 - ① 自治研中央推進委員会は、全体集会および分科会の企画について議論を進め、具体的なプログラムを策定します。
 - ② 本部は、自治研の活用方法を学び合える「しまね自治研・カウントダウンセミナー」をオンラインにて開催し、集会にむけた機運を高めていきます。
 - ③ 本部は、「月刊自治研」、自治研ホームページ、SNS等の充実をはかり情報発信に努めます。単組・県本部は、機関紙やSNSなどさまざまな媒体を活用し、自治研活動およびしまね自治研のPRを行います。
 - ④ 県本部は単組オルグを行い、しまね自治研へのレポート・論文の提出、および集会参加を呼びかけます。あわせて、新たな自治研活動家や担い手の発掘に取り組み、その活動を支援します。
15. 本部は、地連単位での自治研活動を強化・推進していくため、集会開催にかかる費用の一部補助を行うとともに、講師派遣を行うなど活性化にむけた支援を行います。
16. 本部は一般誌への広告掲載などを行い、「月刊自治研」の販売促進に取り組みます。また、新たな読者層の獲得にむけて、電子書籍の導入について検討を進めます。単組・県本部は、未購読の自治体単組に対して定期購読を呼びかけるとともに、自治体組織内議員などを対象に購読拡大をはかります。
17. 第39年次自治研作業委員会がまとめる地域交通に関する政策提言集について、その活用と共有化をはかります。

2023 年度補正予算の成立に関する談話

1. 11月29日、参議院本会議において採決が行われ、与党および一部野党の賛成により、2023年度補正予算が成立した。その内容は物価高対策（2.5兆円）、所得の向上と地方の成長実現（1.3兆円）、国内投資の拡大（3.4兆円）、DX等による社会変革対応（1.3兆円）、防災・減災・国土強靱化等（4.3兆円）などからなり、約13.1兆円の追加歳出となる。これにより、政府与党が打ち出している「総合経済対策」の財政的な裏付けもされたこととなり、定額減税による「還元策」を含めると補正予算の規模はおよそ17兆円程度となる。
2. 年末の補正予算編成はここ数十年を見ても慣例化しているが、今年度の補正については、コロナ禍に30兆円を超えるまでに膨らんできた補正規模を「平時」に戻すといった観点からも注目されていた。コロナ禍前となる2019年度までの5年間では概ね1.7～3.6兆円規模で推移しており、リーマン・ショックや東日本大震災への対応においても10兆円程度だったことを踏まえれば、13兆円超となった今回の補正も、日本の財政状況からすれば極めて大きな歳出と言える。
3. また前年の2022年度2次補正と比べると、物価高騰・賃上げ、円安を活かした経済の強靱化、人や成長分野への投資、防災・減災・国土強靱化など、内容は大きく変わらない。本来、補正予算には緊急性や想定外の事態への対応という性格が求められるべきだが、前例踏襲的な傾向が強いととも、そもそも当初予算の編成時において予見すべき内容も含まれている。当初予算をより厳格に見積もるとともに、常態化した補正予算のあり方を見直さない限り、規律的な財政運営など期待することもできない。
4. 歳出内容については、物価高対策など緊急性を要するもの、また介護職員等処遇改善や病床確保等にむけた新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金など一層充実すべきもの、自治体情報システム標準化の進捗を促すものなど、納得性の高い項目もある。地方交付税交付金においては7,820億円が計上され、この経費は会計年度任用職員の賃金改善となる給与月額遡及原資にも充当されることが認められており、一定の評価に値する。
5. しかし、毎年のように補正されている自衛隊関連の歳出について、8,080億円と過去最大の予算が計上されており、半導体関連施策として基金の活用も含め2兆円が計上されているが、補正予算により基金を積み増すことは果たして緊急性のある歳出と言えるのか。これらの課題についても、本来国会において徹底的な議論を尽くすべきだったのではないのか。今回の補正予算が「足らず」を埋めるものなのか、次年度予算を導くための布石なのか、その性格も明確で

なく、こうした背景から立憲民主党がより多くの審議時間を求めたのに対し、野党側の足並みは揃わず、十分な審議も尽くされずに成立に至ったことは、極めて遺憾である。

6. 今補正予算の成立により、次年度の税制改革に基づく定額減税も実施が確定的となった。この減税政策についても疑問符を付けざるを得ない。岸田首相の発言も二転三転しているが、「税収が増えたから返す」という発想は、政府の無策ぶりを露呈するものに他ならない。政府には税制を通じて集めた財源を用い、公正・公平な再分配を行う役割が求められている。これは政策を通じてなされるものであり、物価高に対応するならば、速やかなインフレ対策を講じるべきである。貯蓄志向が強いといわれる日本において、減税政策があまり有効に機能しなかった例は、過去の政権の施策からも明らかである。しかも、今回の補正予算 13.1 兆円のうち、8.9 兆円は公債により調達される。未来に負担を先送りにし、現在の市民にのみ「還元」することは、世代間の著しい不均衡にもつながる。

7. また、減税の手法にも問題がある。所得税について 4 万円、住民税について 1 万円とされているが、住民税は地方自治体の基幹税であり、所得税は地方固有の財源である地方交付税の原資である。これら地方の財源を利用した減税政策は、自治体はその役割と責任を果たすために必要な「歳入の自治」に逆行する。今後さらに増大する地方の財政需要に対応し、住民が安心して生活できる地域のセーフティネットを確立するには、確固たる財源の確保が必要である。

8. なお、補正予算成立後、国民民主党の求めに応じ、政府与党間においてガソリン税を引き下げる「トリガー条項」の発動が検討されることとなっている。しかし、ガソリン税のうち、地方揮発油税と軽油引取税は地方財源であり、仮にトリガー条項が発動されれば、地方税収は年 5,000 億円以上が減じると見込まれる。これは一般財源に充てられているため、その影響は自治体運営全般に対して生じる。国の責任において十分な補填がされるかといった地方における懸念について、あえてここに示しておきたい。

9. いずれにせよ、今補正予算および減税政策は、政権支持率が低迷する中でイメージ修復をねらった窮余の一策に過ぎない。自治労としては、少子・高齢化や地域活性化、財政健全化など日本の将来を展望した責任ある財政政策の実行を求めていく。

2023 年 11 月 30 日
全日本自治団体労働組合
書記長 伊藤 功

2024 年度政府予算案・地方財政対策に関する談話

1. 政府は2023年12月22日、2024年度政府予算案を閣議決定し、一般会計の歳出総額は112兆717億円と2年連続で110兆円を超える大規模な予算編成となった。前年の歳出総額約114兆円より2兆3,000億円程度減少しているが、これは5兆円あった予備費を1兆円に減額したことによるところが大きく、予備費を除けば、本来の予算自体は膨らんでいることになる。政府はこの間、「歳出構造を平時に戻す」との立場をとってきたが、コロナ禍以前の当初予算が100兆円を下回る水準にあったことと比べれば、財政健全化に本腰を入れているとは言い難い。
2. 歳入における公債依存度は30%を超えており、2025年度とされるプライマリーバランスの黒字化目標には遠く及ばない。また「金利のある世界」に戻り、利払い費の想定金利が1.1%から1.9%に引き上げられたことなどにより、歳出における国債費は27兆90億円と過去最高になっている。これは歳出全体のほぼ4分の1が借金の返済にあてられていることを示しており、今後、日本の財政がより硬直化していくことも危惧される。こども・子育て支援など新たな政策、また新たな有事的対応を余儀なくされた場合など、補正予算の編成も含め、時々の財政需要に柔軟に 대응えられるのか、そのための強固な財務体質を整える責任が政府には問われる。
3. こども・子育て支援に関しては、2028年度までの3.6兆円分の施策充実と財源確保の枠組みを盛り込んでいる。これに伴い、その財源について社会保険制度を通じて拠出する「支援金制度」を創設するとしているが、給付の可能性なく負担のみ生じる層が想定されること自体、保険制度として馴染むのか大いに疑問が残る。見た目の増税感、負担感の軽減を意図するものと映るが、現役世代の負担であることには変わらず、公正な配分となり得ていない。しかも2024年度における財源不足分0.2兆円については「こども・子育て支援特例公債」を発行するとしている。今後、政府予算の硬直化も想定される中、同制度を発足したことで、結果的にこども・子育てに関する財源不足額は国債に頼ればよいという、負担の先送りを招くこととならないか懸念が残る。一方で防衛費は、2023年度が対前年当初1.1兆円増、2022年度が対前年当初1.4兆円増と、この2年間、極めて堅調に増額されている。安心・安全の市民生活にむけて、一体何を優先すべきなのか、税と社会保険料の役割分担も含め、徹底的な予算の組み替えが求められる。
4. 一方で、「物価に負けない賃上げ」の実現に向けた措置として、医療・介護・障害福祉サービス、保育士、教職員など公的部門を含め、幅広く予算対応している点については評価できる。本来、賃上げは使用者側と労働者側、双方

の交渉に基づき改善がはかられるべきであるが、近年は結果として長期に渡り労働者の賃金が低く抑えられてきた。こうした現実を転換させる一つのきっかけにはなり得る。これらの措置が正規・非正規を問わず、公共サービス分野における実際の処遇改善に結び付くのか、自治労としても、その効果検証、実態把握に取り組まなくてはならない。

5. 2024年度地方財政対策については、社会保障関係費や防衛費の急激な伸び等による影響も危惧されたが、一般財源総額が約62.7兆円（前年比0.6兆円増）と前年度を上回る水準が確保されている。地方税の歳入減も見込まれるなかで、地方交付税総額は18.7兆円と対前年比0.3兆円増、臨時財政対策債の発行も0.5兆円と対前年比のほぼ半分に抑制するなど、地方財政の健全化にも配慮されている。依然として財源不足が生じていることについては、引き続き、地方交付税の法定率引き上げなどによる抜本的な対応を求めるが、全体として地方の要望に応えるものとして評価する。

6. なお、定額減税による地方での減収について、個人住民税分は全額国費により補填されたものの、所得税減税による地方交付税の減収について、直接的な補填はされなかった。地方交付税の総額自体がプラスとなっていることから、その影響は限定的であったともいえるが、実際にしわ寄せはなかったのか。そもそも地方交付税は地方固有の財源であることから、国の減税施策によって損なわれることがあってはならない。定額減税が実施される際は、地方における影響や混乱が生じないように、特段の配慮を求める。

7. 今回、社会的な賃上げ基調に対応し、地方公務員の給与改定分として0.3兆円、会計年度任用職員の勤勉手当支給分として0.2兆円が確保されている。

また、2024年度の地方財政収支見通しによると、地方公務員の給与関係経費は2兆円を超え、1.6%増加している。とくに、給与関係経費上の地方公務員数は233.2万人と前年より1.4万人の増員が見込まれており、これらをもって十分とまでは言い難いが、各自治体における会計年度任用職員の処遇改善また人員確保闘争の活性化に結び付く内容となっている。引き続き、自治労における主体的な取り組みの強化が問われることとなる。

なお、定年延長の制度完成にむけ、並行して行われる新規採用にも配慮した財源や社会的にも重視されている継続的な賃上げ基調を踏まえた財源確保が今後も必要となることを、あわせて指摘しておきたい。

8. とくに、こども・子育て政策にかかり、地方単独事業に対して1,000億円増額したことは高く評価する。この間、一般行政経費においては国の事業に対応する補助分を手厚くし、地方単独分における伸びは抑制的に措置されてきた。しかし、こども・子育て政策における、地域の実情に対応した事業のあり方を認め、普通交付税の費目に「こども・子育て費（仮称）」を創設したこと、

また新たに導入される「こども・子育て支援事業債（仮称）」についても地方における事業実施にむけた大きな弾みとなることを期待する。なお、実際の普通交付税算定方法などについては、引き続き注視する必要がある。

9. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通をめぐり、コロナ禍を踏まえての交通事業債（経営改善推進事業）を創設したことは、自治体の求めてきた継続的な経営支援策として評価できる。引き続き、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に地域交通政策に関する項目を位置付けることを求めていく。
10. 地方創生推進費についても1兆円が確保されている。これにより旧まち・ひと・しごと創生事業費分は当面維持されることとなるが、地方創生推進費を含めた地方一般財源総額はすでに自治体にとって標準的な規模となっていることから、今後も恒常的な確保を求める。なお、その一部において採用されている行革努力分による算定指標も継続されることとなるが、これは標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨から逸脱するものである。また、マイナンバーカードの交付率を地方交付税の算定方法に組み入れる措置も継続されているが、こうした政策誘導は慎むよう求める。
11. 2024年度地方一般財源総額は、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（骨太方針2022）における、2021年度地方一般財源総額との同水準ルールに基づき確保されているが、2024年度はその最終年度にあたる。今後はインフレの動向にも注視しつつ、安定的かつ地方の財政需要を踏まえた、より積極的な地方財政の確立にむけて、協力国会議員団、立憲民主党をはじめとする協力政党、地方6団体など広範な連携をめざしながら、引き続き、取り組みを進める。

2024年1月5日
全日本自治団体労働組合
書記長 伊藤 功

「2024年度政府予算案」の閣議決定に対する談話

日本労働組合総連合会
事務局長 清水 秀行

1. わが国の深刻な構造課題に正面から向き合う政策が十分とはいえず遺憾

12月22日、政府は一般会計総額を112.1兆円とする2024年度予算案を閣議決定した。今次予算案は、「足下の物価高に対応しつつ、持続的で構造的な賃上げや、デフレからの完全脱却と民需主導の持続的な成長」を実現するとし、国内投資に重点が置かれているが、わが国の深刻な構造課題である「少子高齢化・人口減少」「格差の拡大・貧困の固定化」に対して、正面から向き合う政策は十分とはいえず、遺憾である。

2. 現役世代の負担を増やし将来世代に負担を先送りする対応は本末転倒

特に、少子化対策については、同日に閣議決定された「こども未来戦略」の「こども・子育て支援加速化プラン」にもとづき、3.6兆円規模の対策が講じられるが、その財源は、医療保険料とあわせて徴収する「支援金」と「こども・子育て支援特例公債」に頼っている。現役世代の負担を増やし、将来世代に負担を先送りする対応は、本末転倒と言わざるを得ない。

将来不安を払しょくし、誰もが安心して子どもを産み育てられる社会とするには、若者や子育て当事者が真に求める政策とそれを裏付ける長期に安定した財源が必要であり、税体系全般の見直しなどを含め、あらゆる選択肢を排除せずに検討すべきである。

3. 財政規律の強化と歳出構造の不断の見直しを行うべき

今次予算総額は前年度当初予算から僅かに減少したものの、予備費を除いて比較すると実質増額となっており、「歳出構造を平時に戻していく」とする政府の基本方針に、徹底して取り組む姿勢が感じられない。

基礎的財政収支の黒字化達成期限である2025年度が目前に迫ってくる中、政府は財政健全化に向けた取り組みを加速すべきであり、財政運営の監視・評価を行う独立財政機関を設置し、財政規律の強化と歳出構造の不断の見直しを行うべきである。

4. 税制改正法案とあわせて徹底した国会審議を通じて精査・修正を強く求めていく

現在、政治資金問題によって国民の政治不信が極限にまで達している。次期通常国会では問題の真相を明らかにするとともに、政治の停滞を招くことなく、国の「あり方」や「進路」を示す予算・税制について十分な審議を尽くすべきである。

連合は、働く者・生活者の立場から、政党や連合出身議員政治懇談会、連合フォーラム議員と連携・協力し、徹底した国会審議を通じて、予算案・税制改正法案の精査・修正を強く求めていく。

以上

じちろうネット

自治労 HP
フェイスブック
ツイッターも
続々更新中!

じちろうネット
の紹介動画は
コチラ↓



自治労情報にいつでもアクセス可能!

『じちろうネット』では、自治労本部が作成した
集会、セミナー、方針にかかる資料などを掲載しています。
また教宣用の素材提供なども行っています。

お申し込みは県本部まで!



立憲民主党

参議院議員(自治労組織内議員)



岸まきこ

声を力に、
一歩前へ

自治労の政策要求を
実現しよう!

自治労は、
第27回参議院選挙の
全国比例区に
「岸まきこ」現参議院議員の
擁立を決定しました。

岸まきこ(岸真紀子)プロフィール

1976年北海道岩見沢市(旧栗沢町)生まれ。94年
旧栗沢町役場入職(現岩見沢市)。2013年から自治
労中央執行委員。19年第25回参院選(全国比例区)
で初当選。現職に至る。

岸まきこ 公式サイト
kishimakiko.com/

岸まきこ 検索

